

第66回中小企業団体全国大会

決議経過報告

平成27年10月

全国中小企業団体中央会

目 次

主な成果のあらまし	2
-----------------	---

主な要望活動一覧	6
----------------	---

《Ⅰ. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の持続的発展》

1. 地域活性化と一体となった中小企業対策の実行.....	8
2. 東日本大震災からの着実な復興支援の加速化.....	13
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故の克服.....	17
4. 中小企業・小規模事業者の連携・組織化支援政策の強化.....	20
5. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充.....	23
6. 公正な競争環境の整備.....	25
7. 官公需対策の推進・強化.....	28

《Ⅱ. 地域を支える中小企業の活力強化》

1. 資金調達の円滑化と改訂成長戦略を具現化する金融支援の強化.....	32
2. 中小企業・小規模事業者の活性化税制の拡充.....	37
3. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充.....	46
4. 連携による中小流通業・サービス業の生産性向上の推進.....	48
5. 社会保障制度の見直し.....	50
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進.....	52

※ 本決議経過は、一部を除いて、平成27年10月までの状況により取りまとめたものである。

主な成果のあらまし

第66回中小企業団体全国大会は、平成26年10月23日に「日比谷公会堂」（東京都千代田区）で約2,000名の中小企業団体の関係者の参加のもとに開催され、中小企業及び中小企業組合等の抱える諸問題に関する下記の項目に関する決議が採択された。

《Ⅰ．実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の持続的発展》

1. 地域活性化と一体となった中小企業対策の実行
2. 東日本大震災からの着実な復興支援の加速化
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故の克服
4. 中小企業・小規模事業者の連携・組織化支援政策の強化
5. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充
6. 公正な競争環境の整備
7. 官公需対策の推進・強化

《Ⅱ．地域を支える中小企業の活力強化》

1. 資金調達の円滑化と改訂成長戦略を具現化する金融支援の強化
2. 中小企業・小規模事業者の活性化税制の拡充
3. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充
4. 連携による中小流通業・サービス業の生産性向上の推進
5. 社会保障制度の見直し
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

本決議について直ちに要望を行うため、大会終了後、帝国ホテルにおいて「全国中小企業団体代表者の集い」を開催し、安倍晋三内閣総理大臣、宮沢洋一経済産業大臣、甘利明経済再生担当大臣、高市早苗総務大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、望月義夫環境大臣、宮下一郎財務副大臣、あべ俊子農林水産副大臣等多数の政府・国会議員の出席の下、決議文の要望を行った。

さらに、大会翌日より、随時、鶴田会長が政府与党（自民党、公明党）及び民主党幹部等と面会し大会決議を要望するとともに、政府、国会等の約260名に及ぶ関係者に対して要望を行った。

決議に関連する主な成果の概要は、以下のとおり。

（1）地域活性化に向けた改訂日本再興戦略の迅速な実行

地域経済の活性化等に向けて、12月27日、政府は「地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策」「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組みを通じて地方の活性化を促進する等が決定された。

さらに、本緊急経済対策の考え方を踏まえ、1月29日、平成26年度の補正予算

が閣議決定され、「地方創生」に向けた予算措置が実現した。

(2) 地域活性化法の強化

平成26年11月15日に地域再生法の一部を改正する法律が成立し、同年12月15日に施行された。これにより関係府省の地域活性化関連の計画、施策のワンストップ化（認定・提出手続のワンストップ化など）が図られるようになった。

平成27年7月7日には「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業需要創生法）」が成立し、8月10日に施行された。その中の「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の改正では、「ふるさと名物」の開発・販促開拓やツーリズムを推進する事業者を支援することが盛り込まれている。

(3) 経済対策、中小企業予算

平成26年12月27日には、3.5兆円規模の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定、2月4日に成立した。経済産業省関係では6,605億円が計上され、そのうち中小企業対策は3,090億円にのぼる。度補正予算において、中小企業・小規模事業者が設備投資や試作品開発など事業革新に取り組む費用を補助する「ものづくり・商業・サービス革新事業」（1,020億円）の予算化が実現した。

また、平成27年度予算案は平成27年1月14日に閣議決定され、4月9日に成立した。同予算案では、経済再生と財政再建を両立する予算を目指し、地方創生の観点から、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を推進する内容となっている。

なお、中小企業対策費は政府全体で1,856億円うち経済産業省分で、1,111億円となっている。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興支援

東日本大震災復興経費は、平成27年度予算の特別会計において、前年度当初予算比7.2%増の3兆9,087億円計上された。「被害者健康・生活支援総合交付金」の創設、原発事故の帰還再生加速化事業等の予算措置が実現した。

平成27年度予算において、福島・被災地復興の加速を目指すものとして、グループ補助金をはじめとして、1,675億円規模で産業・生業（なりわい）の再生を支援するための予算が講じられている。

なお、グループ補助金については、水産加工業、製造業、小売流通業、観光業等、地域の復興のリード役となり得る中小企業等グループ（605グループ）の施設・設備の復旧に対し、国費、県費合わせて4,454億円の交付決定が行われた。

(5) 小規模企業の持続的発展に向けた支援強化

平成26年6月27日施行の「小規模企業振興基本法」第13条で定められた「小規模企業振興基本計画」（5カ年計画）が、平成26年10月3日に閣議決定された。

この基本計画において、小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（10の重点施策）の一つとして「支援体制の整備」が掲げられており、この中で「地域の小規模企業が他の事業者との連携・組織化を進める上で、組合が果たす役割は大きく、中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会は、小規模企業の課題

に応じた多様な組合活動を支援していくことが求められる。」とされている。

(6) 中小企業金融対策

平成26年度補正予算では、中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援として1,380億円、平成27年度予算では、243億円を計上し、きめ細かな資金繰り支援を行うこととしている。

また、「東日本大震災復興緊急保証」及び「災害関係保証」については、適用期限を平成28年3月31日まで延長する政令がそれぞれ、3月24日、3月27日に閣議決定された。

5月20日には「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立し、民間金融機関が危機対応業務を担えるようになるまでは、その機能と組織を現行どおり維持することとされた。

商工中金及び日本政策金融公庫が実施している原材料・エネルギーコスト高などの影響を受けて資金繰りに困難を来す中小企業者等に対するセーフティネット貸付についても維持・拡充が図られた。

(7) 中小企業・小規模事業者の活性化税制

法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用阻止をはじめ、中小企業の欠損金繰越控除の利用制限、中小法人向け租税特別措置についての所得による利用制限及び留保金課税の中小企業への適用の拡大は行われず、中小企業税制の維持が図られた。

また、事業承継税制、グリーン投資減税及び研究開発税制等の拡充や適用期限の延長などの改正が行われた。

(8) 社会保障制度の見直し

平成27年度の協会けんぽの平均保険料率は、平成26年度に引き続き10%に据え置かれることとなった。

激変緩和率については、激変緩和率の拡大に関する長期の計画を踏まえ、政令の規定に従い拡大しつつも、最高保険料率の変動ができる限り最小限とされた。

(9) 下請法の厳格な運用

円安による原材料・エネルギーコスト高が中小企業・小規模事業者の収益を圧迫していることから、政府は、産業界に対する適正な価格転嫁の要請や価格転嫁状況についての調査を行った。

平成25年度の下請法に基づく指導件数は4,949件に対して、平成26年度は5,461件と過去最多を5年連続して更新を続けている。平成27年度予算では、「消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業」等の予算措置が実現した。

(10) 官公需対策

国等は、平成27年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額を約3兆9,568億円、目標比率を54.7%とすることを閣議決定した。

また、継続的に行ってきた官公需適格組合における組合員企業からの監理技術者の在籍出向について、5月19日、国土交通省の建設産業活性化会議において条件付で認める方向性が示された。

(11) 商店街及び中小小売商業活性化支援

内需喚起のための商品券発行が実現した。また、外国人旅行者向けの免税制度を活用しやすくするため、平成27年4月より、商店街や共同店舗等が第三者に免税手続を委託すること及び委託を前提とした免税許可申請の簡易化が実施された。

(12) 中小流通業・サービス業振興対策

高速道路の各種割引制度は、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置を平成28年3月末まで延長されることとなった。

また、平成26年度補正予算において、新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小商業・サービス業者が事業革新に取り組む費用を補助する「ものづくり・商業・サービス革新事業」(1,020億円)が予算化された。

(13) 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策

平成27年度厚生労働省予算概算要求で、障害者に対する就労支援の推進のために約257億円が計上された。

また、平成26年度補正予算「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」、平成27年度予算「地域中小企業・小規模事業者UIJターン人材確保等支援事業」を全国各地で実施している。

さらに、外国人技能実習生の実習期間の延長(再技能実習制度の創設)、受入れ対象業種及び受入れ人数枠の拡大について適正な見直しが行われることとなった。

全国大会開催日以後の主な要望活動一覧(全国中央会会長要望等)

【平成26年度】

- 10月31日 第66回中小企業団体全国大会決議(公明党政策要望懇談会・山口那津男代表、石井啓一政務調査会長、斉藤鉄夫税制調査会長 他)
- 11月5日 第66回中小企業団体全国大会決議(民主党中小企業政策推進議員連盟総会・増子輝彦会長、直嶋正行元経済産業大臣 他)
- 11月11日 第66回中小企業団体全国大会決議(自民党中小企業・小規模事業者政策調査会懇談会・石原伸晃会長、山口泰明会長代理、松村祥史会長代理、後藤茂之事務総長、鈴木淳司経済産業部会長 他)
- 11月18日 「今後の経済財政動向等についての点検会合」における消費税に関する意見陳述(甘利明経済財政担当大臣、御法川信英財務副大臣、黒田東彦日本銀行総裁 他)
- 11月19日 「中小企業・小規模事業者の好循環の推進に向けて」意見陳述(経済の好循環実現に向けた政労使会議(第3回)・安倍晋三内閣総理大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、菅義偉内閣官房長官、甘利明経済財政政策担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、宮沢洋一経済産業大臣 他)
- 11月26日 経済産業大臣に対する要望(宮沢洋一経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会)
- 12月9日 「ガスシステム改革小委員会」において、中小・小規模事業者及び中小ガス事業者の立場から意見陳述(経済産業省)
- 12月10日 「中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」(全国知事会)
- 12月16日 「中小企業・小規模事業者の好循環の推進に向けて」意見陳述(経済の好循環実現に向けた政労使会議(第4回)・安倍晋三内閣総理大臣、甘利明経済財政政策担当大臣 他)
- 12月19日 「政策金融(商工中金)の維持・強化に対する要望」及び「外形標準課税の中小企業への適用拡大未来永劫反対」(自民党後藤茂之税制調査会幹事、山田美樹中小企業・小規模事業者政策調査会会長補佐、平井たくや衆議院議員 等与党幹部議員)
- 1月6日 「導管部門の中立性の確保等ガスシステム改革等について」意見陳述(額賀福志郎自民党電子力政策・需給問題等調査会長ほか)
- 1月19日 「商工組合中央金庫のあり方について」(宮沢経済産業大臣・北川中小企業庁長官 他)
- 2月4日 「商工組合中央金庫法の改正法案等について」(与党幹部議員)
- 2月10日 「補正予算等について」(石原自民党中小企業・小規模事業者政策調査会長 他)
- 3月19日 「当面の中小企業対策について」(竹下亘復興大臣、自民党溝手顕正参議院議員会長、北川慎介中小企業庁長官)

- 3月24日 「当面の中小企業対策について」(自民党中川雅治参議院議院運営委員長、磯崎仁彦参議院経済産業委員会筆頭理事)
- 3月27日 「当面の中小企業対策について」(自民党吉田博美参議院国会対策委員長)
- 3月31日 「原材料価格等コスト高問題について」(自民党中小企業・小規模事業者政策調査会懇談会・石原伸晃会長)

【平成27年度】

- 4月2日 「中小企業・小規模事業者の好循環の推進に向けて」意見陳述(経済の好循環実現に向けた政労使会議(第5回)・安倍晋三内閣総理大臣、甘利明経済財政政策担当大臣 他)
- 4月20日 経済産業大臣等に対する要望(宮沢洋一経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会)
- 4月21日 中小企業施策の周知・広報について意見陳述(自民党中小企業政策実行検討小委員会)
- 4月21日 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)等の一部を改正する法律案(中小企業需要創生法案)」の早期成立等について意見陳述(参議院経済産業委員会)
- 4月22日 価格転嫁、事業承継等について(民主党中小企業政策推進議員連盟議員)
- 6月12日 消費税軽減税率等について(古川民主党税制調査会長 他)
- 7月16日 中小企業関係予算・税制等について(石原自民党中小企業・小規模事業者政策調査会長)
- 7月27日 「郵政民営化の推進の在り方に関する意見」を提出(郵政民営化委員会)
- 9月11日～16日
「独占禁止法審査手続に関する指針(案)」に対する供述聴取時のメモの聴取、録音、弁護士との相談等を求める要望(自民党原田義昭競争政策調査会会長 他)
- 9月18日 「独禁法審査手続に関する指針案について」(原田自民党競争政策調査会長 他)
- 10月15日 「消費税の軽減税率に対する要望」(公明党北側一雄副代表、井上義久幹事長)
- 10月20日 「消費税の軽減税率に対する要望」(公明党山口那津男代表)
- 10月22日 「政策要望について」(公明党井上義久幹事長、石田祝稔政調会長、斉藤鉄夫税制調査会長 他)

第66回大会決議に関する成果の詳細及び各項目別の現在までの経緯等は、以下のとおりである。

I. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の持続的発展

1. 地域活性化と一体となった中小企業対策の実行

【要望事項】

1. 実感ある景気回復・地域再生の実現

- (1) 全国津々浦々の中小企業が景気回復を実感できるよう「改訂日本再興戦略」を迅速に実行すること。特に、改訂戦略の鍵となる地域活性化については、中小企業・小規模事業者の持続的発展と一体となった地域経済対策を講じて推進すること。
- (2) 地域再生法や中小企業地域資源活用促進法を見直し、地域活性のための法律を強化すること。特に、地域資源活用促進法については、地域のブランド化、地場産品の販路開拓、域外需要の拡大、地域ぐるみの農商工連携、地域間の広域連携を強化した交流人口の拡大、観光振興、地域内再投資などの観点から地域全体の活性化を図る骨太な法改正を行うこと。
- (3) 小規模企業振興基本法に規定する「基本計画」に基づく具体的施策を迅速に実施すること。地方公共団体やよろず支援拠点等の支援機関等との連携により、検証、改善を通じた、中小企業・小規模事業者のイノベーション、起業・創業、連携・組織化、持続的経営、事業承継・事業引継・廃業等、組織の発展段階に応じた支援策を強化すること。
- (4) すべての地方公共団体が保有するデータを公開する公共クラウドの整備・推進に当たっては、公共データの開放が中小企業の新たなビジネスチャンスに繋がるよう中小企業のIT化を強力に支援すること。中小企業が積極的にビッグデータに基づく実態資料を活用しやすいよう提供すること。
- (5) 海外進出した企業の利益が国内に還流されるよう知的財産の現地対応の強化を支援するとともに、地域産業の人材等の経営力強化につながるような海外展開への支援策を推進すること。

また、TPP交渉の妥結については、中小企業の利便・利益の最大化に向けた取組みを行うこと。

2. 消費増税、人不足、エネルギー制約の克服

- (1) 消費税率10%への再引上げの是非については、8%への引上げの影響、中小企業の景況等を十分踏まえて慎重に判断すること。
- (2) 消費税率10%への再引上げを行う場合には、増税前の駆け込み需要とその反動減に対する十分な準備と増税負担を和らげるための内需喚起対策を講じること。
- (3) 「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」を継続するための予算措置を講じること。
- (4) 介護サービス業、建設業、運送業等を中心に広がる人手不足に対応するための若手技能者等の育成や人材確保の妨げとなる規制の緩和等を図ること。
- (5) 政府は、電気料金のコストを下げるため、石炭等の高効率火力発電の活用、LNG等の調達コストの低減、エネルギー先物市場の整備等を推進するとともに、厳正な審

査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、地元住民の理解と納得を前提に、再稼働を実現し、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。

(6) ガソリン等燃料価格上昇分の転嫁に対する新たな支援措置を講じること。

(7) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。

【経過】

政府は、経済の好循環を引き続き回転させていくため、日本経済全体としての生産性を向上させるべく、「稼ぐ力（＝収益力）」を強化していくこととする「経済財政運営と改革の基本方針2014」（骨太の方針）と「日本再興戦略改訂2014」を平成26年6月24日に閣議決定した。

平成26年12月27日には、3.5兆円規模の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定した。税制においても、「平成27年度税制改正の大綱」（平成27年1月14日閣議決定）において法人税率の引下げを中心とした税制措置を講じた。

予算面では、上記3.5兆円規模の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に伴う平成26年度補正予算案が平成27年1月9日に閣議決定され、2月4日に成立した。経済産業省関係では6,605億円が計上され、そのうち中小企業対策は3,090億円にのぼる。

また、平成27年度予算案は平成27年1月14日に閣議決定されたが、平成27年度中に成立とはならなかったため、暫定予算が成立され、4月9日に成立した。同予算案では、経済再生と財政再建を両立する予算を目指し、地方創生の観点から、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を推進する内容となっている。

なお、中小企業対策費は政府全体で1,856億円うち経済産業省分で、1,111億円となっている。

1. 実感ある景気回復・地域再生の実現

(1) 地域活性化に向けた改訂日本再興戦略の迅速な実行【実現】

地域経済の活性化等に向けて、12月27日、政府は「地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策」「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組みを通じて地方の活性化を促進する等が決定された。

さらに、本緊急経済対策の考え方を踏まえ、1月29日、平成26年度の補正予算が閣議決定され、「地方創生」に向けた予算措置が実現した。

(2) 地域活性化法の強化【実現】

平成26年11月15日に地域再生法の一部を改正する法律が成立し、同年12月15日に施行された。これにより関係府省の地域活性化関連の計画、施策のワンストップ化（認定・提出手続のワンストップ化など）が図られるようになった。

平成27年7月7日には「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業需要創生法）」が成立し、8月10日に施行され

た。その中の「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の改正では、「ふるさと名物」の開発・販促開拓やツーリズムを推進する事業者を支援することが盛り込まれている。

(3) 小規模企業振興基本計画の実行【実現】

平成26年度補正予算、平成27年度予算において、小規模事業者対策の核となる「小規模事業支援パッケージ事業」、「小規模事業者対策推進事業」を抜本強化し、基本計画の4つの目標への対応が図られた。

- 小規模事業者支援パッケージ事業【平成26年度補正252.2億円（前年度比約1.7倍）】、小規模事業者対策推進事業【平成27年度当初46.5億円（同約2.6倍）】
 - ・ ビジネスプランに基づき商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓を支援（小規模事業者持続化補助金）。
 - ・ 複数事業者が連携した共同事業も支援する他、雇用増加や買物弱者対策に取り組む事業者を重点的に支援。
 - ・ 物産展・商談会やアンテナショップ等、小規模事業者の既存の商圈を超えた広域の販路開拓を支援。
 - ・ 地域の特色を活かした特産品開発・販路開拓や観光集客などの取組みを支援。
 - ・ 改正小規模支援法に基づき商工会・商工会議所が取り組む経営発達支援計画の策定や、当該計画に基づく伴走型の事業者支援を推進。

(4) ビックデータ利活用に向けたIT化の強力な支援【実現】

経済産業省は、分野・組織の壁を超えてデータを活用し、新たな価値を生み出すデータ駆動型（ドリブン）イノベーションの創出・促進を図ることを目的に、データ駆動型（ドリブン）イノベーション創出戦略協議会を平成26年6月に設立し、200社以上の民間企業等の参加を得て、課題と対応策についての議論を踏まえ、10月31日の会合で「分野・組織の壁を超えたデータ駆動型（ドリブン）イノベーションへの挑戦」を取りまとめた。

これに基づき、同協議会の下でワークショップを開催し、データ駆動型（ドリブン）イノベーションの創出・促進に必要な制度や事業環境の整備、具体的な事例づくり等に取り組んでいる。

(5) 海外展開への支援強化【実現】

中小企業における「知的財産」の重要性を鑑み、①各国知財制度等実務情報の提供、②知財リスクと対策の専門家からのアドバイスや外国出願費用の支援、③模倣品被害対策、中堅・中小企業の有望知財の海外での売込みの支援するため、平成27年度予算として「中小企業等の海外での事業展開に応じた支援」（25.2億円）が計上された。

また、中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するために、平成27年度予算として「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」（25.0億円）が計上された。具体的には、①海外専門家招聘支援、②海外展開戦略策定支援（F/S支援、HPの外国語化等）、③海外展示会出展支援、④現地支援PF等を行うものである。

TPPについては、平成27年10月に米国アトランタで開催された閣僚会議で大筋合意に至った。世界のGDPの36.3%を占める巨大貿易圏が誕生することになるが、全国中央会としては、合意内容の中小企業への説明、中小企業の活用に向けた総合的な対策等を求めている。

2. 消費増税、人不足、エネルギー制約の克服

(1) 消費税率の再引上げの慎重な判断【実現】

政府は、消費税率の8%から10%への引上げ判断の参考とするため、「今後の経済財政動向等についての点検会合」を11月4日から5日間開催し、全国中央会（山本明弘副会長）をはじめ有識者45名から意見を聴取した。

安倍首相は、11月18日、首相官邸で会見し、平成27年10月に予定されている消費税率10%への引上げを1年半先送りすることを表明した。これはその前日である17日に発表された今年7-9月期の国内総生産（GDP）の速報値が成長軌道には戻っていない状況を示した中で「消費税を引き上げることによって景気が腰折れてしまえば、国民生活に大きな負担をかけることになる」、「個人消費を再び押し下げ、デフレ脱却も危うくなる」との判断のもと、附則の景気条項に基づき、「消費税10%への引き上げを法定通り来年10月には行わず、18カ月延期すべきであるとの結論に至った」と説明した。

これを受け、延期判断の信を問うため、衆議院が解散され、その結果、第三次安倍内閣が発足した。平成27年度税制改正において、引上げ時期を平成29年4月1日に延期することとなった。

(2) 消費増税対策【実現】

平成26年度補正予算において、プレミアム付商品券（域内消費）、ふるさと名物商品券・旅行券（域外消費）等地方公共団体（都道府県及び市町村）が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援する「地域消費喚起・生活支援型交付金」が2,500億円計上された。

(3) ものづくり等補助金の継続【実現】

平成26年度補正予算において、「ものづくり・商業・サービス革新補助金」として、1,020億円が計上され、新たに組合等の共同体で行う設備投資事業も支援対象として追加された。平成27年2月13日～5月8日の期間で実施された1次公募では7,253件が採択された。その後、平成27年6月25日～8月8日の期間で2次公募が行われ、5,881件が採択された。

(4) 人不足に対応する若手人材の育成強化【実現】

地域内外の若者、女性、シニア等の多様な人材から事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援するとともに、複数事業者間での出向等を通じた人材育成、ものづくり現場における中核人材やカイゼン指導者育成も支援する「中小企業・小規模事業者人材対策事業」が予算化された（平成26年度補正予算：60.1億円、平成27年度予算：10.0億円）。

なお、平成26年度補正予算により、ものづくり分野及びサービス分野等のロボッ

ト未活用分野や、中小企業などこれまでロボットを活用したことがない主体におけるロボット導入実証が実施されることとなった。また、平成27年度予算では、現場で求められる機能に絞った安価かつ使いやすいロボットの開発研究が進められる。

(5) エネルギーの安価で安定的な供給の実現【実現】

平成27年6月17日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、8月10日に施行された。同法律案は、公益事業たる電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革を行うため、電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法、経済産業省設置法等を改正し、①法的分離による送配電事業及びガス導管事業の中立性の確保、②小売電気料金・小売ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガスの小売業への参入の全面自由化、④ガス供給における需要家保護と保安の確保、⑤熱供給事業者に対する規制の合理化及び需要家の保護、⑥電力・ガス取引監視等委員会の設立を図る等の措置を講ずるものである。

全国中央会では、平成26年12月9日開催の第18回ガスシステム改革小委員会に出席し、中小・小規模事業者及び中小ガス事業者の立場から、(1) 中小・小規模事業者にとって、ガスの選択の自由が実効性を持って確保され、低廉で安定的なガスの購入が可能となるようなシステム設計を望む、(2) 地方では、地方ガス事業者の存在が大きく、供給側、需要側ともに利益を享受できるような自由化とすること、との意見を述べた。また、1月6日開催の自由民主党原子力政策・需給問題等小委員会においても、同様の立場で意見を述べた。

原子力発電の再稼働については、九州電力が、8月11日、川内原子力発電所1号機を、10月15日には2号機を再稼働させた。

(6) 燃料価格の安定【一部実現】

「トリガー条項」の凍結解除などの措置は実施されなかったが、昨秋以降原油価格が値下がりし、平成27年10月時点で、ガソリン価格134円前後で推移している。

燃料価格上昇分の価格への転嫁対策については、平成27年2月12日、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」が改訂され、エネルギーコストの上昇分を価格に転嫁する等の実施されることが求められる取引慣行、望ましい取引実例等が追記された。

また、国土交通省は、経団連等の経済団体に対し、トラック運送業における適正取引の推進についての協力を要請した。

(7) 徹底した省エネ・新エネの推進【実現】

平成26年度補正予算において、地域の工場・オフィス・店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援する「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」をはじめとするエネルギー対策の予算として3,515億円が計上された。

平成27年度予算では、再生可能エネルギーの高コスト等の課題に対応し、「洋上風力発電等技術研究開発事業」等の措置が実現した。

2. 東日本大震災からの着実な復興支援の加速化

【要望事項】

1. 東北の再生となる地域経済開発を推進し、新たな雇用基盤を確保すること。
2. 速やかな復旧・復興工事が行えるよう、入札不調と技能者不足を解消するとともに、発注時期の調整・平準化等を図るなど地域の中小企業の受注環境を整備すること。
また、復旧・復興工事が効率的に進められるよう中小企業組合等への一括発注について配慮すること。
3. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の継続と十分な予算措置を行うとともに次の措置を講じること。
 - (1) 資材価格、人件費等の高騰に配慮し、上昇分を補填する新たな支援策を措置すること。
 - (2) 事業用地の整備に不測の日数を要することから、補助事業の更なる繰越しができるよう柔軟な運用を図ること。
 - (3) 共同店舗新設や環境整備、イベント開催の事業を、既に認定を受けた商店街型グループにも遡及し、適用できるようにすること。
 - (4) グループ全体が取り組む復興事業計画（共同事業）の実施に関する新たな補助事業（新商品開発、販路拡大のための助成措置）を創設すること。
4. 集団化・団地化を促進し、緊急時の備蓄等共同施設や設備設置の事前調査、専門家派遣費用等に要する支援を継続・強化すること。
5. 社会インフラ整備とその関連事業に対象が限定されている「復興交付金制度」の対象に、被災地の産業再生のための企業誘致や製造業の集約化を追加すること。
6. インフラを整備する「津波復興拠点整備事業」の支援要件を緩和すること。

【経過】

東日本大震災復興経費は、平成27年度予算の特別会計において、前年度当初予算比7.2%増の3兆9,087億円計上された。「被害者健康・生活支援総合交付金」の創設、原発事故の帰還再生加速化事業等の予算措置が実現した。

1. 地域経済開発による東北再生【一部実現】

平成25年8月に、研究者グループが国際リニアコライダー（ILC）の建設候補地として「北上山地が最適」と評価する旨が発表された。

東北誘致にむけた具体的な動きとして、平成27年度は調査検討費として5,000万円の予算が計上された。

原子力災害の被災地（避難解除区域等）においては、住民帰還やふるさとの再建を目的とした再生可能エネルギー発電設備やこれに付帯する蓄電池等の導入に対する補助として「再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業」37億円が計上され、21件が補助事業者として決定された。

また、28年度の概算要求として、事業復興型雇用支援事業（仮称）、原子力災害対応雇用支援事業（仮称）が新規要求項目に挙げられており雇用支援、就業機会の創出へ

の支援策の実施が見込まれる。

2. 復旧・復興工事に対する財政支援の継続・強化【一部実現】

平成27年度予算において、福島・被災地復興の加速を目指すものとして、グループ補助金をはじめとして、1,675億円規模で産業・生業（なりわい）の再生を支援するための予算が講じられている。

3. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の継続と十分な予算措置【一部実現】

グループ補助金については、これまで13次にわたり、水産加工業、製造業、小売流通業、観光業等、地域の復興のリード役となり得る中小企業等グループ（605グループ）の施設・設備の復旧に対し、国費、県費合わせて4,454億円の交付決定が行われた。

平成27年度は400億円規模の支援が継続され、第14次公募（平成27年5月15日～6月29日）及び避難指示区域等向け9次公募の結果、岩手県、宮城県、福島県において30グループが採択された。

（1）資材価格、人件費高騰への新たな支援措置の実施

平成26年7月に中小企業等グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により建屋の復旧工事契約を結ぶことができていない事業者に対する増額措置が決定された。具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている2回の繰越しや特別な措置である再交付を行ったにもかかわらず、当該期間に大幅に（1割超）費用が増加したために、復旧工事契約を結ぶことができていない被災事業者を対象として、指定期間中に申請を行うことで増額変更が認められることとなった。

岩手県、宮城県、福島県において、これまで20件の増額計画変更の承認が行われた。

（2）次年度への繰越し等事業の柔軟な運用

事業期間についての新たな措置は講じられず、要望の実現までには至っていない。

（3）支援対象の拡大

支援対象の拡大は実施されなかった。

（4）復興事業計画に対する支援拡充

平成27年度予算において執行されるグループ補助金において、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上げ回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組みを支援することが加えられた。具体的には、「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等で、第14次公募での採択団体のうち17グループがこの取組みによる採択であった。

また、平成26年7月には、被災地における新商品開発や販路開拓支援等を支援するため、中小企業基盤整備機構の販路専門のアドバイザーによる「被災中小企業販路開拓支援専門チーム」が編成され、販路開拓専用の支援相談窓口を整備し、販路開拓

専門のアドバイザーが倍増される措置が採られている。

28年度の概算要求においては事項要求として挙げられており、規模は未定である。

4. 集団化・団地化への支援【一部実現】

被災地の経済を立て直していくためには、土地の有効活用と地域の実状に合った集団化、団地化の促進が必要であるが、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等厳しい環境が続いている。

避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速させるため、平成25年度に創設された「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は平成27年度においても引き続き実施され、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）は、現在第5次公募が、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）では第3次公募が行われている。平成27年度予算において、360億円が計上された。28年度以降の制度の継続について事項要求として概算要求に挙げられている。

また、被災地の本格的な事業再建・再開を推進していくための事前調査や地域に精通した専門家による支援については、中小企業基盤整備機構により事業再建やまちづくり計画の作成等の復興に関する様々な課題解決を支援するために各種専門家を無料で派遣する「震災復興支援アドバイザー制度」が設けられ、引き続き継続した支援が実施されている。

5. 「復興交付金制度」の対象拡大【一部実現】

平成25年3月に示された「復興交付金の運用の柔軟化」を踏まえ、平成26年11月25日に「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針」が公表され、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組みへの弾力的な支援が行われることとなった。

具体的には、①住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援（効果促進事業一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加効果促進事業一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ（1億円→3億円）、②市町村による追悼・祈念施設整備への対応、③防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進（中心市街地等にとどまらず、各地の防集移転元地による地域資源を活用した意欲的な取組みを支援し、地域のなりわい・にぎわいの再生を推進）が決定された。

しかしながら、企業誘致のための用地取得、工場団地・工場アパートの設置による製造業の集団化、集約化にまで対象が拡大するまでには至っていない。

第12回目（平成27年6月）の配分では9県44市町村から提出された事業計画に対し、事業費規模735億2千万円の交付可能額が通知された。

また、平成27年度予算においては事業費3,931億円、国費3,173億円が計上されている。

6. 「津波復興拠点整備事業」の要件緩和【未実現】

地区数や範囲の要件が厳しいことから、限定的な活用にとどまっているが、現在までのところ、支援要件の緩和までには至っていない。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故の克服

【要望事項】

国と東京電力は、あらゆる手段を講じて一刻も早く原発事故を収束させ、中小企業が安心して経済活動を行えるよう最大限の支援を徹底して行うとともに、安全確保と情報公開、風評被害及び除染・廃炉・汚染水処理については次の措置を講じること。

- (1) 定期的な食品のモニタリングや健康管理を継続的に実施して、安全性を担保するとともに、国は、正確な情報発信と正しい知識の普及を行い、風評被害のこれ以上の拡大を防ぎ、国内外への販路回復を強力に支援すること。
- (2) 除染の着実な実行、中間貯蔵施設や最終処分場の着工を図るとともに、汚染水等に関わる情報の迅速かつ的確な開示をし、繰り返される人為的トラブルが起きないように廃炉・汚染水処理を着実に実行すること。
- (3) 福島復興再生特別措置法に基づく計画の早期具現化のために十分な予算措置を講じるとともに、生活インフラの再建、避難指示区域等の解除に伴う事業再開等に対する柔軟な対応を行うこと。

【経過】

(1) 風評被害対策の強化【一部実現】

平成26年度補正予算において、原子力災害からの福島復興交付金が予算化され、原発事故による風評被害対策事業などに活用されることとなった。

また、風評被害対策の一環として平成24年度から開始された「伝統的工芸品産業復興対策支援補助金」が、平成27年度においても公募が行われた。本補助金は、東日本大震災等により被災した岩手・宮城・福島の伝統的工芸品の販路開拓、後継者の発掘・育成、伝統的工芸品製造のために必要な生産設備等の整備、原材料確保、試作品製作等に係る取組みを支援することにより、被災地域における伝統的工芸品産業の復興・振興と地域経済の活性化に資することを目的として設置されている。

そのほか、「風評対策強化指針（平成27年6月追補改訂版）」に基づく施策が実施されている。本指針は、東日本大震災復興加速化のための第5次提言（平成27年5月29日）を踏まえつつ、復興大臣の下に関係府省庁からなるタスクフォースを平成27年6月4日に開催し、各府省庁の取組状況の進捗管理とともに、課題を抽出し、風評被害対策の強化について、これまで行ってきた検討内容が反映されたものである。

上記タスクフォースにおいては、①汚染水対策の徹底、②放射線リスクに関する正確な情報等の国内外への浸透、③教育旅行などの誘客強化等を指示するとともに、風評対策強化指針に基づき、関係省庁一体となった対策を引き続き行うことを確認している。

また、本指針では、①風評の源を取り除く、②正確でわかりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ、③風評被害を受けた産業を支援する、の3点について強力に推進していくこととしている。

(2) 除染対策の推進及び原子力発電所事故の完全収束【一部実現】

政府及び東京電力は、平成23年12月にとりまとめた（平成25年6月27日改訂

「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けたロードマップ」に基づいて事故の早期収束に向けた取組みを進めており、平成27年8月27日に公開された進捗状況によると、3号機燃料交換機撤去完了等、継続的に燃料取り出しに向けて、使用済燃料プール内のガレキ撤去作業および原子炉建屋最上階の線量低減作業を進めている。

福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた進捗状況は、使用済燃料プールからの燃料取り出し作業として、平成26年12月22日に4号原子炉建屋からの燃料取り出しが完了しており、現在1～3号機使用済燃料プール内の燃料の取り出しに向けて作業を進めている。

除染については、平成27年7月31日時点で、国直轄除染の対象となる11市町村の全てにおいて除染計画を策定済みで、うち、田村市、川内村、楡葉町、大熊町では除染計画に基づく面的除染が終了しており、残る7市町村では除染の作業中である。

また、平成27年8月21日に公表された汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況調査（第12回）において、学校・保育園、公園等の子どもの生活環境に関連する施設から優先的に進めており、学校・保育園等、公園・スポーツ施設、住宅がほぼ終了している。また、道路の約9割が終了するなど、順調に進捗している、と記されている。具体的には、58市町村のうち、19市町村において除染等の措置が完了し、28市町村において、概ね完了した。これ以外の11市町村については、平成27年7月以降も除染等の措置を実施する予定となっているが、除染実施計画における除染等の措置の完了時期は平成27年度または28年度である、となっている。

（3）福島復興再生特別措置法に基づく計画の早期具現化のため十分な予算措置【一部実現】

平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度予算において、復興特別会計概算決定額は3.9兆円が計上された。平成26年度補正予算とともに被災地の復旧・復興の加速化が推進される（平成26年度補正予算とあわせ4.2兆円）。

復興特別会計のポイントとしては、①住宅再建・復興まちづくりについては、復興の進展（防災集団移転促進事業等の事業着手等）を踏まえて、必要な予算を確保、②産業・生業（なりわい）の再生については、創造的な産業復興を加速するための取組を強化、③被災者支援（健康・生活支援）については、避難の長期化や災害公営住宅への移転の進捗に対応するため、健康・生活支援を強化、④原子力災害からの復興・再生については、早期帰還支援や新生活支援など、福島の再生を加速、⑤「新しい東北」の創造と経済再生の好循環を目指して、先進的な取組の加速と被災地における横展開を推進、となっている。

福島復興に向けた予算等としては、平成26年度補正予算においては、中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500億円）及び、原子力災害からの福島復興交付金（1,000億円）が計上され、平成27年度予算においては、福島再生加速化交付金（1,056億円）、及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業（68億円）等が計上されている。

上記予算の帰還環境整備交付金等を法定化するため、福島復興再生特別措置法の改正法が平成27年4月24日に可決・成立し、5月7日に施行されている。

本改正法は、避難指示区域の見直しの完了、各地における避難指示解除の動き、復興

ビジョンの策定・大熊町大川原地区をはじめとする復興拠点整備に向けた動き等を踏まえ、住民の帰還促進など被災地域の復興再生を加速化する観点から、住民の生活再開の場・地域経済の再建の拠点となる市街地の整備、被災地域の復興再生に必要なインフラ整備を支援するための必要な制度等を創設することを目的としている。

4. 中小企業・小規模事業者の連携・組織化支援政策の強化

【要望事項】

1. 小規模企業の持続的発展を図るため、連携・組織化を含めた小規模事業者の支援を強化すること。
 - (1) 小規模企業施策の体系を示す「5カ年計画」の実行に向け、組合等連携組織対策の充実・強化を図ること。
 - (2) 中山間地域における生活基盤の確保、地域コミュニティの維持を図るための商工業の連携・組織化を促進すること。
 - (3) 個人が創業するための協働組織である企業組合制度の強化をはじめ、雇用促進を図るための創業・起業支援策の拡充を行うこと。
 - (4) 小規模企業を対象とした高度化融資は、国単独支援の下で行う制度とすること。
 - (5) 地場産業や伝統的工芸等の職人の技能伝承への支援を強化すること。
2. 人口減少・超高齢社会を迎え、地域中小企業のニーズに応じて中小企業組合制度を見直し、強化を図ること。
3. 防災・減災、被災からの円滑な事業再建、BCP（事業継続計画）策定普及、廃棄物処理等社会的な課題の解決に取り組む中小企業組合等への助成措置を強化すること。

【経過】

1. 小規模企業の持続的発展を図るため、連携・組織化を含めた小規模事業者の支援を強化すること。
 - (1) 小規模企業施策の体系を示す「5カ年計画」の実行に向け、組合等連携組織対策の充実・強化を図ること。【一部実現】

平成26年6月27日施行の「小規模企業振興基本法」第13条で定められた「小規模企業振興基本計画」（5カ年計画）は、平成26年10月3日に閣議決定された。

この基本計画において、小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（10の重点施策）の一つとして「支援体制の整備」が掲げられており、この中で「地域の小規模企業が他の事業者との連携・組織化を進める上で、組合が果たす役割は大きく、中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会は、小規模企業の課題に応じた多様な組合活動を支援していくことが求められる。」とされている。基本計画に係る実施・達成状況評価の仕組みの基本的な考え方として、「国、地方公共団体、支援機関及び小規模企業者が、それぞれの責務と役割を明確にし、相互連携・協力のもと、PDCAサイクルの構築と実践を通じて基本計画を実効性のあるものとし、小規模企業振興を強力に推進する」こととなっており、中小企業政策審議会等における議論を通じて、組合等連携組織対策の施策に関して今後更なる充実・強化を求めていく必要がある。
 - (2) 中山間地域における生活基盤の確保、地域コミュニティの維持を図るための商工業の連携・組織化を促進すること。【一部実現】

平成26年度補正予算並びに平成27年度予算において、商店街等及び中小小売商

業の活性化に向けた各種事業が創設、維持されているものの、中山間地域における生活基盤の確保等という観点からは、更なる支援策の充実が求められる。

(3) 個人が創業するための協働組織である企業組合制度の強化をはじめ、雇用促進を図るための創業・起業支援策の拡充を行うこと。【一部実現】

企業組合制度の強化について、特段の措置は講じられていない。創業・起業支援策については、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援し、また、事業承継を契機に既存事業を廃止し、新分野に挑戦する等の第二創業に対して、人件費や設備費等（廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含む）に要する費用の一部を支援する「創業・第二創業促進補助金」を平成27年度予算で実施している。公募期間は、4月13日～5月8日まで行われ、775件が採択された。

(4) 小規模企業を対象とした高度化融資は、国単独支援の下で行う制度とすること。【未実現】

現在までに、大きな見直しや制度変更等は行われていない。平成23年5月より実施されている電力需給対策のための高度化事業の拡充については、平成29年3月末までの時限措置として引き続き行われている。

(5) 地場産業や伝統的工芸等の職人の技能伝承への支援を強化すること。【一部実現】

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）」に基づき、これまでも実施されている「伝統的工芸品産業支援補助金」の平成27年度の公募が1月26日～4月30日まで行われ、106件が採択された。本事業は、組合、団体及び事業者等が実施する事業の費用の一部を国が補助することにより、伝統的工芸品産業の振興を図ることを目的としており、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあるとの認識の下で実施されている。この中で、振興計画（伝産法第4条）に基づく事業として、後継者育成事業（後継者・従事者育成事業、若年層等後継者創出育成事業）が実施されている。

2. 組合設立要件の緩和等中小企業等協同組合制度の強化【一部実現】

第186回通常国会において、第4次地方分権一括法が成立し、この改正に伴い、中小企業等協同組合法における所管行政庁について、これまで都道府県を越えない地区の組合で国土交通大臣の所管に属する業種の一部は、国土交通大臣（運輸局長等）の認可が必要であったが、平成27年4月1日に道府県知事に移管された。

全国中央会では、平成26年度に引き続き「中小企業組合制度研究会」を開催し、組合が有する本来的な機能の今日的な意義・役割、そのために必要なガバナンスについて関係者と意見を交換し、①共同事業による生産性の向上、②価格転嫁力の強化、③地域人材の確保と供給など組合の有効活用、及び組合の共同事業等の運営・管理を支える具体的なコンプライアンスに必要な実施ルール等について、中小企業庁からも委員の参画を得て、議論・検討を行っている。また、その議論・検討している中で、平成27年10月1日付で定款参考例の改訂を行った。改訂された主な内容としては、①暴力団等反社会的勢力の排

除に向けた対応が浸透していることを踏まえて組合員資格等において暴力団排除規定を導入したこと、②平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、員外監事要件の見直し等が行われたことを踏まえて理事等の2親等内の親族は員外監事として認められないことを明記したこと、③任意で積み立てている特別積立金の取り崩しに関する柔軟化を図ったこと、等である。

3. 防災・減災、被災からの円滑な事業再建、BCP策定、廃棄物処理等に取り組む中小企業組合への助成措置の強化【一部実現】

国では、国土強靱化基本法第10条に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を平成26年6月3日に閣議決定している。この中で、国土強靱化の推進方針（第3章）～施策分野ごとの推進方針～において、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等が謳われている。

また、平成26年度補正予算において、地域経済を支える中小企業・小規模事業者におけるBCP（事業継続計画）の策定・運用の取組を支援するため、中小企業関係全国団体及び業界関係団体などの全国団体に対し、事業継続力強化講習会、BCP策定・運用ワークショップの開催、専門家の派遣及び団体の構成員である中小企業・小規模事業者に対する事業継続力の強化の指導・助言のためのツールとなる指導マニュアル等の策定に係る経費の一部を補助する「中小企業・小規模事業者事業継続力強化支援事業」を行っている。

全国中央会では、組合が大規模地震等の様々な緊急時に備えた事業継続の拠点的作用が果たせるよう、平成24年度に「組合向けBCP策定運用ハンドブック」を作成しており、本ハンドブックの普及の一環として平成24～26年度に開催した「組合BCP普及セミナー」を平成27年度も開催する予定である。

5. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充

【要望事項】

1. 中小企業等協同組合法に規定する中小企業団体中央会の事業を毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策推進事業を拡充・強化すること。
国は、中小企業団体中央会の取り組む連携組織対策推進事業の予算が安定的に確保・増額されるよう、都道府県への働きかけをさらに強化すること。
2. 組合が行う新商品・新サービスの開発、新市場開拓を効果的に行うコーディネータ力の向上を図るため、中小企業大学校等における中央会指導員及び組合関係者等の人材育成体制を拡充すること。

【経過】

1. 中小企業連携組織対策推進事業の拡充・強化【一部実現】

中小企業組合の運営、事業展開を専門的に支援している中小企業団体中央会に対する「中小企業連携組織対策事業費補助金」については、いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度より税源とともに都道府県に移譲され、それぞれの裁量に委ねられているが、本補助金の予算措置状況については、その後平成26年度まで継続して縮減傾向にある。

全国中央会では、平成26年12月10日、全国商店街振興組合連合会（全振連）とともに、全国知事会を訪問し、全国知事会山田啓二会長（京都府知事）宛に「中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡し、都道府県中央会及び商店街振興組合に対する予算等の一層の拡充を申し入れているものの、中小企業等連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組む中央会の事業費及び人件費について、十分な予算措置を講ずるには至っていない。

1月14日、平成27年度予算案が閣議決定され、平成27年度の地方財政収支の見通しが発表された。平成27年度の地方財政の規模は、85兆2,700億円と対前年度比1兆9,100億円、2.3%増となった。地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成27年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保することを基本として地方財政政策を講じることとされた。

また、平成27年度連携組織対策推進事業費補助金は、外国人技能実習を行う事業協同組合等の制度運用の適正化を図る事業費について、全国で足並みを揃え、「中小企業連携組織対策」として実施すべきと要望した結果、7億527万円（前年度比1億4,980万円増）となっている。

2. コーディネート力向上等を図るための中央会指導員等の人材育成の拡充【一部実現】

中小企業団体中央会は、同業種・異業種の業態別に数多くの会員を傘下に抱えているため、中央会指導員等には、農商工連携、ものづくり、エネルギー対策、海外展開等新たな事業に取り組むための様々な専門的知識を身に付けることが求められている。

これらの知識習得に当たっては、中小企業支援機関の「人づくり」の場である中小企業大学校等で実施される外部研修機関を活用することが有効であり、平成27年度においても、中小企業大学校では、中央会指導員等のニーズに対応した研修等を実施することとしている。

そのため、中小企業大学校等における支援人材育成のための予算措置については引き続き要望していく必要がある。

また、組合の新たな事業展開に当たっては、組合事務局強化が不可欠であることから、中小企業組合士に認定された事務局専従者のスキルアップを図るための「高度専門知識涵養研修会費（組合士スキルアップ研修費）」への予算措置は平成26年度と同額で講じられている。

6. 公正な競争環境の整備

【要望事項】

1. 不公正な取引方法に対する規制強化

- (1) 独占禁止法の行政調査における事業者に対する適正手続を保障する措置を講じること。
- (2) 優越的地位の濫用や不当廉売、不当表示などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処するとともに、差別対価に関する運用指針を早急に作成し、大手スーパー・量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
- (3) 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成するとともに、制定後 20 年以上経過している「流通取引慣行ガイドライン」を見直すこと。
- (4) 景品表示法改正に伴い新たに設けようとしている「課徴金制度」について、課徴金の対象を悪質な事案に限定し、不当利得を超えた課徴金を課すような制度にはしないなど、中小企業者の意見を踏まえて慎重に検討すること。

2. 下請法の厳格な運用と周知徹底

- (1) 円安等による原材料費高騰分を価格転嫁できず、実質的に対等な取引ができない中小企業の自立性が損なわれることのないよう、立入検査を含め下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用すること。
- (2) サプライチェーンの強靱化を図るための業種別下請ガイドラインの業種拡大と周知徹底を図ること。

【経過】

1. 不公正な取引方法に対する規制強化

(1) 独占禁止法の行政調査における適正手続の保障【一部実現】

公正取引委員会が事件の調査を行う手続について、他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から必要な検討を行うため、内閣府に「独占禁止法審査手続についての懇談会」が設置され、平成26年12月24日に報告書の取りまとめを行った。本報告書を受けて、平成27年6月公正取引委員会は「独占禁止法審査手続に関する指針」(案)を策定・公表された。同案では、被調査者の権利に配慮した透明性のある適正手続の確立・防御権の確保が不十分であることから、全国中央会では、経団連、日弁連とともに自民党競争政策調査会(会長：原田義昭衆議院議員)の席上、特に供述聴取時のメモの録取、録音、弁護士との相談等を求める要望を述べた。

(2) 優越的地位の濫用等への厳格な対処と差別対価に関する運用指針の作成【一部実現】

公正取引委員会は平成27年5月27日付で「平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表した。その中で「中小事業者等に不当な不利益をもたらす不公正な取引方法」として公正取引委員会が行った行政処分は以下の通りである。

○優越的地位の濫用事件

法的措置件数 1件（前年比±0件）（課徴金額12億7416万円）

注意件数 49件（前年比▲9件）

○不当廉売事件

注意件数 982件（前年比▲384件）

（内、酒類635件、石油製品326件）

消費者庁は、平成27年6月15日付で平成26年度の景品表示法の運用状況について公表した。件数等は以下の通りである。

○調査件数 642件（前年度繰越分202件を含む）

措置命令件数 30件（24年度：37件、25年度：45件）

指導件数 294件

都道府県への移送 38件

公正取引委員会への移送 18件

○相談件数 19990件

（24年度：17249件、25年度：20646件）

なお、差別対価に関する運用指針については作成されていない。

（3）公正な競争を確保する流通ガイドラインの作成と見直し【一部実現】

不公正な取引による影響が顕著に見られる「醤油、味噌、豆腐等の日配品製造」「米穀卸売」「牛乳販売」等の業種については新たにガイドラインの作成には至っていない。

流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通取引慣行ガイドライン）については、平成3年に施行されて以来20年以上見直しが行われてこなかったが、平成26年6月に閣議決定した「規制改革実施計画」でその見直しが示されたことを受けて、平成27年2月公正取引委員会よりガイドラインの改定案が提示され、パブコメ募集の上、平成27年3月30日に改正された。

全国中央会は、判断基準が明確化された点は評価できるとしつつも、中小企業の海外展開に伴う取引慣行に係わる判断基準や垂直的制限行為に関する判断基準の明確化を求める等の意見を提出した。

なお、「セーフハーバーに関する基準や要件」等残された課題について引き続き検討が行われている。

（4）改正景品表示法の課徴金制度の適用基準の明確化等慎重な検討【一部実現】

いわゆる食品表示偽装問題を契機に不当表示に係る景品表示法が改正されたが、さらに平成26年の第187臨時国会において「違反事案に対する課徴金制度」導入を盛り込んだ改正案が可決・成立した。施行日は公布日（平成26年11月27日）から1年6カ月以内とされた。

全国中央会では「課徴金制度」の問題点等を指摘しつつ、仮に導入となった際には、中小企業・小規模事業者への負担感が増すことのないよう、慎重に対応すべきとの意見表明をしてきた。今後改正法の施行に向けて細かな規定等（ガイドライン）が策定される模様であるが、内容精査の上、全国中央会としての意見提出を行う予定である。

なお、景品表示法と同じ消費者保護のための法律である「消費者契約法」「特定商取

引法」の見直しが消費者委員会の専門調査会で行われ、平成27年8月に「中間取りまとめ」及び「中間整理」が公表された。最終的な取りまとめ・報告の時期は未定である。

全国中央会としては、悪徳な事業者の排除に資する見直しに異論はないものの、一般の事業者に過度な負荷がかかり、経済行為の支障となるような見直しには反対である。今後の検討状況を注視しつつ、必要に応じて適宜意見を述べていく予定である。

2. 下請法の厳格な運用

(1) 立入検査を含めた下請法の厳格な運用【実現】

円安による原材料・エネルギーコスト高が中小企業・小規模事業者の収益を圧迫していることから、政府は、産業界に対する適正な価格転嫁の要請や価格転嫁状況についての調査を行った。

平成25年度の下請法に基づく指導件数は4,949件に対して、平成26年度は5,461件と過去最多を5年連続して更新を続けている。平成27年度予算では、「消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業」等の予算措置が実現した。

(2) 業種別ガイドラインの更なる推進【一部実現】

経済産業省・中小企業庁は、「業種別下請ガイドライン」を26年度末に改訂し、ガイドラインに沿った取引適正化に取り組むよう業種ごとに要請を行ったが、更なる業種拡大は行われなかった。

7. 官公需対策の推進・強化

【要望事項】

1. 官公需対策の拡充

- (1) 防災・減災等に向けた社会資本を整備するための公共調達を行い、耐震対策を含め災害に強い地域づくりを通じた官公需対策を推進すること。
- (2) 国等は、「平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針」で示した中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び過去最高となった目標率について、執行の平準化を図りつつ、目標を上回る契約実績を達成すること。
- (3) 競り下げ方式（リバースオークション）の導入は絶対に行わないこと。
- (4) 公共調達に当たっては、採算性を度外視した低価格入札が行われないようにするため、国等は最低制限価格制度を導入するとともに低入札価格調査制度を厳格に活用することにより、適正価格での発注を行うこと。
- (5) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (6) 少額随意契約をにさらに活用するとともに、その適用限度額の大幅な引上げを図ること。
- (7) 業種業態にあった資格等級（ランク制）区分を見直すとともに、これを厳格に実施すること。
- (8) 業種や品目の実態に即した契約形態を採用すること。
- (9) きめ細かな官公需相談業務を展開するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど充実・強化すること。

2. 官公需適格組合の更なる活用

- (1) 国及び地方公共団体は、官公需適格組合制度の周知徹底及び受注機会の増大を図ること。
- (2) 官公需適格組合が公共性のある施設や工作物等であって一定金額以上の工事を受注しようとする場合に必要とされる監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。

【経過】

1. 官公需対策の拡充

(1) 防災・減災等に向けた社会資本の整備【一部実現】

「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）」及び「国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）」に基づき、事前に備えるべき目標に照らして、45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための府省庁横断的プログラム（施策のパッケージ）のうち、特に、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、15のプログラムについて、当面重点的に推進する。また、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「老朽化対策」「研究開発」についても、重点化プログラムと適切に連携しながら推進することとなった。

平成26年度補正予算において、中小企業・小規模事業者のBCP策定支援に予算

措置（４．７億円）が講じられることとなった。

第１８７回臨時国会において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立、施行された。これは、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県における基礎調査の結果の公表を義務づけるとともに、土砂警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じることとなった。

また、災害対策基本法の一部を改正する法律が成立、施行された。大規模地震、大雪等の災害時における緊急通行車両の通行の妨げとなる車両その他の物件を移動することが出来ることとする等の措置が講じられることとなった。

（２）中小企業向け契約金額の大幅増額【実現】

国等は、平成２７年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額を約３兆９、５６８億円、目標比率を５４．７％とすることを閣議決定した。国等は、中小企業・小規模事業者及び官公需適格組合の受注機会の増大に向けて、その目標を超えるように取り組む必要がある。

その際、人手不足と資材高騰が著しい建設分野については、工期の平準化、会計年度の柔軟な運用を図るなど、実態に配慮した執行を行う必要がある。

（３）競り下げ方式の導入反対【実現】

競り下げ方式（リバースオークション）については、今後も各府省庁ごとに試行が継続されることとなっている。

平成２７年８月１０日に開催された行政改革推進会議（第１８回）の配布された資料によると、平成２６年度において、競り下げは、文部科学省１件、経済産業省５件の計６件と行われたが、競り下げの本格的な実施は見られなかった。

引き続き、国等及び地方公共団体の競り下げ方式の導入には注視する必要がある。

（４）最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の積極かつ適切な活用【未実現】

官公庁の入札に際して、過度な低価格入札があった場合、国等は会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられ、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を活用することとしているが、最低制限価格制度を導入するには至っていない。

平成２６年５月に「建設業法等の一部を改正する法律」が改正され、入札の際に入札金額の内訳を提出すること等となったが、その徹底など改正法の積極的な運用によって、適正価格での受注の実効を図る必要がある。

（５）分離・分割発注の推進【未実現】

「平成２７年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」では、「物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて、分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分に検討した上で、可能な限り分離・分割発注するよう努める」と謳っている。

中小企業庁では、分離・分割発注の実績確認及び事例収集等を行っているが、実施し官公需契約の手引にて紹介する等、好事例を国等及び地方公共団体に広く周知していくよう強く要請する必要がある。

(6) 少額随意契約の活用と適用限度額の大幅引上げ【未実現】

少額随意契約は、地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、地域経済の活性化に繋がるため、積極的に活用する必要がある。しかしながら、原則は一般競争入札であり、随意契約は例外という扱いになっている。

また、適用限度額については、受注機会の増大を図る観点からも大幅に引き上げるよう要望しているものの、更なる改善のためには、会計法令等の改正が必要であるが、この点については現在のところ改善はみられない。

(7) 資格等級（ランク制）区分の見直し【未実現】

資格等級制は、大企業の中小企業分野への参入を抑え、同ランク内の中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合の公平な競争を促す制度であって、官公需施策の重要な柱の一つであるが、現在のところ、細かいランク区分の見直しは行われていない。

(8) 業種や品目の実態に即した契約形態の採用【一部実現】

平成27年度の中小企業者に関する国等の契約の基本方針には、中小企業及び官公需適格組合等の入札参加が困難とならないよう、納入条件等について明確にするよう努めることとしている。

また、知的財産権の取扱いについては書面をもって明確にするよう努めるようになっている。

(9) 「官公需総合相談センター」への財政支援【未実現】

官公需相談センターは、官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得、適格組合証明取得等、官公需に関連する中小企業者等からの相談に対し、面談、電話、メール等により対応し、その窓口を全国中央会及び都道府県中央会に設置している。

きめ細かな官公需相談業務を強化するため、「官公需総合相談センター」に対する予算措置を講じる必要があるが、実現には至っていない。

2. 官公需適格組合の更なる活用

(1) 官公需適格組合の受注機会の増大【一部実現】

官公需適格組合の受注機会の増大に係る地方公共団体への周知については、官公需対策における政府一体の取組みとして、毎年、経済産業大臣から各都道府県及び政令指定都市の首長に対し、国等の契約の基本方針に鑑み中小企業の受注機会の増大のための措置の積極的導入と各都道府県知事に対しては各市町村への周知を図る旨の要請が行われている。

これらに加え、平成27年度においても経済産業大臣から直接各市町村長にまで拡充し周知を図るとともに、官公需確保対策地方推進協議会を全国50カ所で開催し、地方の実情に即した受注機会の拡大を図るよう更なる周知徹底が図られた。

しかし、官公需受注を取り巻く環境は、依然厳しく、最新データである平成25年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は、4兆2,779億円（目標額4兆1,902億円）割合では53.7%（目標割合56.6%）となり、目標達成とならな

かった。さらに、官公需適格組合の実績はわずか240億円（中小企業向け官公需発注額の0.56%）にとどまった。

このため、本会では、官公需適格組合の受注機会の増大を強力に進めるため、第189回通常国会で成立した中小企業需要創生法の、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）の一部改正法の附帯決議に、「官公需の発注に際しては、国等は官公需適格組合制度の活用促進に努めること」を明記するよう要望活動を行い、衆参両経済産業委員会での附帯決議に盛り込まれた。

これを受け、平成27年度の中小企業者に関する国等の契約の基本方針においては、新たに組合に関する基本的事項として、中小企業組合等、官公需適格組合の受注機会の拡大が盛り込まれた。

今後は、新たに盛り込まれた官公需適格組合への受注機会の拡大とそれに伴う受注実績についても注視する必要がある。

（2）組合員企業からの監理技術者の在籍出向の容認【実現】

建設工事を受注する際、直接的かつ恒常的雇用関係のある監理技術者を現場に配置しなければならないとされているが、一定要件を満たした親子会社やグループ企業においては監理技術者等の在籍出向が認められている。一方、官公需適格組合においては、共同受注体制が整備されているにもかかわらず、在籍出向が認められていなかった。

本件については、官公需適格組合制度を所管する中小企業庁事業環境部取引課を通じて、国土交通省土地・建設産業局建設業課に対して、継続的に要望を行ってきた。

国土交通省は、5月19日に開催された建設産業活性化会議において、組合員からの在籍出向を条件付きで認める方向性を示した。

条件案によると、本制度は官公需適格組合に限定し、出向元（組合員）が、建設業許可を受け、公共工事を受注するために必要な経営事項の審査を取得していないこと、出向の受入れは県内の組合員に限るとしている。

Ⅱ. 地域を支える中小企業の活力強化

1. 資金調達の円滑化と改訂成長戦略を具現化する金融支援の強化

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに合った各種金融支援策を継続・拡充すること。
特に、円安による原材料・燃料等コスト増に伴う資金繰り、震災復興の資金需要、設備投資資金需要に万全の措置を講じること。また、小規模企業の振興発展を図るため、各種低利融資や、信用保証料の減免を行うこと。
- (2) 金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮するなどの中小企業金融円滑化法終了後の出口戦略を一過性のものとせず、特に、地域金融機関の融資企業に対する経営改善・生産性向上・体質強化への支援を引き続き強化すること。また、引き続き貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう、金融検査マニュアル及び監督指針のもと検査、監督を徹底すること。
- (3) 公的金融機関である商工中金や日本政策金融公庫の役割・機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じること。特に、商工中金は組織金融の担い手として、引き続き十分な政策機能が発揮できるよう必要な措置を講じること。
- (4) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の拡充を行うこと。特に、マル経融資の利子補給制度は、自治体単位でなく、国レベルでの利子補給制度とすること。
- (5) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除の廃止等、貸付制度を見直し、共済加入者の負担を軽減すること。
- (6) 小規模企業共済制度を拡充し、小規模企業の円滑な廃業支援を行うこと。
- (7) 高度化融資制度を拡充し、積極活用可能な制度へと再構築を図ること。中小企業基盤整備機構が自ら小規模事業者で組織する組合や卸商業団地及び都道府県に融資する高度化融資制度を創設すること。また、個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。返済条件、商店街組合の参加率等の緩和等についても利用組合員への支援及び再チャレンジへの支援の観点から一層弾力的に運用すること。
- (8) セーフティネット保証5号認定の対象業種が減少したが、多くの中小企業が未だ景気回復の実感を得ていない状況にあり、対象を維持するとともに信用保証協会等の基金補助金を十分確保すること。
- (9) 協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
- (10) ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来さぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。

2. 改訂成長戦略を具現化する設備投資等金融支援

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、国は各金融機関に対し本ガイドラインの周知徹底を図ること。

- (2) 認定支援機関と国、自治体、専門家が連携し、中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すこと。
- (3) 創業・起業支援策を拡充すること。特に、日本政策金融公庫が行う創業時の計画立案・金融支援等はその機能を継続・強化できるよう措置を講じること。また、後継者が不採算部門から撤退し、新分野に挑戦する等の第二創業を行う際の支援策を拡充すること。
- (4) 信用保証について、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図ること。

【経過】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

(1) 各種中小支援策の継続・拡充【実現】

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に伴う平成26年度補正予算が2月4日に成立、中小企業関係予算は3,090億円が計上された。また、4月9日に成立した平成27年度予算案では中小企業対策費として1,856億円が計上された。補正予算では、中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援として1,380億円、平成27年度予算においては、243億円を計上し、きめ細かな資金繰り支援を行うこととしている。

また、被災中小企業等の復旧・復興支援として東日本大震災による被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とする「東日本大震災復興緊急保証」及び「災害関係保証」については、適用期限を平成28年3月31日まで延長する政令がそれぞれ、3月24日、3月27日に閣議決定された。

(2) 中小企業金融円滑化法後の出口戦略の継続【実現】

中小企業金融円滑化法が平成25年3月に期限切れとなっているが、中小企業が苦境に陥ることのないよう、金融庁は総合的な対応を打ち出した。「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号。以下、「円滑化法」という。）は、平成25年3月31日に期限を迎えましたが、金融機関が引き続き円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるべきということは、今後も何ら変わりません。」との態度を明確にしており、金融機関に対して円滑化法終了後も、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めることを金融監査マニュアル・監督指針に明記し検査・監督を徹底している。

また、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において、条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などに対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施するとともに、経営力強化保証等による借換保証を推進することにより、経営支援と一体となった資金繰り支援（保証規模4兆円）が行われることとなった。

(3) 公的金融機関等の機能の維持・強化【実現】

自民党において、「成長と安心のために必要な資金供給に関する検討PT」が設置され、公的金融の在り方等が検討され、1月9日に「成長と安心のために必要な資金供給に関する当面の対応（提言）」が発表された。それを受けて政府においても検討

が進められ、1月21日に財務省、経済産業省から、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の在り方についての方針が公表された。5月20日には「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立し、民間金融機関が危機対応業務を担えるようになるまでは、その機能と組織を現行どおり維持することとされた。

商工中金及び日本政策金融公庫が実施している原材料・エネルギーコスト高などの影響を受けて資金繰りに困難を来す中小企業者等に対するセーフティネット貸付についても維持・拡充が図られた。

(4) 小規模事業者経営改善資金の充実・強化【一部実現】

平成27年度予算では、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員の経営指導を受けている小規模事業者に対し、日本政策金融公庫（国民生活事業）が貸付上限2,000万円で、無担保・無保証人・低利で融資を行うこととしている。

さらに、一定の要件を満たした事業者が7,200万円までの融資を受けられる小規模事業者経営発達支援融資制度が創設された。

しかしながら、マル経融資の利子補給（返済利息の一部補助）制度は各自治体単位で行われているが、これを全国レベルで行う制度とし、小規模事業者にとってより広く活用しやすいものとするべきという要望は実現していない。

(5) 倒産防止共済の貸付制度の見直し【未実現】

貸付時に共済金額の10分の1を控除する制度の見直しには至っていない。

(6) 小規模企業共済制度の見直し【一部実現】

平成27年8月21日、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（承継円滑化法）」が成立した。その中の小規模企業共済法の一部改正により、個人事業者や会社等の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う小規模企業共済制度が見直された。具体的には、下記の通り。

I. 小規模企業者の事業承継の円滑化

小規模企業者の事業承継の円滑化を図るため、個人事業者が親族内で事業承継した場合や65歳以上の会社役員が退任した場合の共済金を引き上げる。

II. 小規模企業者の経営状況に応じた掛金の柔軟化

小規模企業共済制度の利便性向上を図るため、掛金の変更を柔軟にする。

(7) 高度化融資制度の活用拡大に向けた再構築【未実現】

中小企業基盤整備機構自らが卸商業団地及び都道府県等に融資する形での高度化融資制度は実現していない。

(8) セーフティネット保証の要件の維持・拡充【未実現】

セーフティネット保証（5号）は、平成26年3月3日から平時の運用へ移行され、不況業種の指定基準をリーマンショック前並みに戻された。そのため、対象業種から外され資金繰りに影響を受ける中小企業が出てくることが予想されるが、それに対しては日本公庫等の「経営改善・資金繰り相談窓口」で相談を受け付けて対応を検討していくこととなっている。

(9) 信用組合に対する支援強化【実現】

日本銀行は3月17日、「貸出支援基金」による民間金融機関への支援制度の貸付対象先に信用組合を加えたと発表した。

(10) ゆうちょ銀行の業務拡大に係る十分な配慮と必要な措置【未実現】

政府の郵政民営化委員会は平成24年12月18日、ゆうちょ銀行が申請していた融資業務の参入を条件付きで容認した。住宅ローンについては直営店82店に限定(2年間)され融資限度は2億円、法人向け融資は大企業に限定され中小企業向け融資は見送られた。現時点では、金融庁は認可に慎重であり、認可の可否を判断する段階にないとコメントしている。

2. 改訂成長戦略を具現化する設備投資等金融支援

(1) 経営者保証ガイドラインの周知徹底と個人保証に過度に依存しない融資慣行の普及【一部実現】

金融庁では平成26年6月に「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集を公表し、平成26年12月と平成27年7月にはそれぞれ事例を追加して改訂版を公表した。ガイドラインの活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表することにより、金融機関等においてガイドラインの積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考とし、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助となることを期待しているとしている。

(2) 認定支援機関と国、自治体、専門家が連携した新たな資金ニーズへの対応【一部実現】

経営改善計画策定支援事業(経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2(上限200万円)を負担するもの)については、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の終了を契機として、中小企業・小規模事業者の資金繰りを確保するためのセーフティネットとして措置され、利用申請受付期限は、平成26年度末(平成27年3月31日)までとなっていたが、当該期限が撤廃され、平成27年度以降についても、引き続き当該事業を利用できるようになった。

(3) 創業・起業支援策の拡充【実現】

平成26年度補正予算において、「創業支援貸付利率特例制度」の創設(創業前や創業後1年以内の場合に、金利を0.2%(女性や若者、U/Iターンによる創業者は0.3%)引下げ)や、「事業承継・集約・活性化支援資金」の創設(事業の承継等に当たり、安定的な経営権の確保や付加価値向上などを行う場合に、金利を0.4%引き下げ)が行われた。

また、創業・第二創業促進補助金(平成26年度補正予算50.4億円、平成27年度予算7.6億円(新規))も拡充された。

(4) 信用保証の審査の弾力化、迅速な手続き、各種保証制度のPRの充実等【一部実現】

5月20日に「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立し、中小企業と同様に事業を行い地域の経済や雇用を担うNPO法人が信用保険の対象とされた。各種保証制度のPRは支援サイト「ミラサポ」の活用などにより充実が図られているが、信用保証の審査の弾力化や迅速な手続、事務の簡略化等については十分に図られていない。

2. 中小企業・小規模事業者の活性化税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業税制の縮減反対

- (1) 法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大を絶対に行わないこと。
- (2) 中小企業の欠損金繰越控除の利用制限を行わないこと。
- (3) 中小法人向け租税特別措置について、所得による利用制限を行わないこと。
- (4) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。

2. 消費税の適正な転嫁等の万全な対策の実施

- (1) 中小企業の適正な価格転嫁や価格表示の改定が円滑に図られるよう、万全な価格転嫁対策を行うこと。
- (2) 今次の消費税率の引上げは単一税率を維持すること。
- (3) 中小企業の負担軽減措置である免税点や簡易課税制度を維持すること。
- (4) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）に係る消費税の上乗せ課税は早期に解消すること。

3. 事業用資産の承継を促進する税制

- (1) 非上場株式の再贈与に係る贈与税に対して贈与税の納税猶予制度が適用できるよう、贈与税の納税猶予制度を拡充すること。
- (2) 事業承継税制について、納税猶予の対象となる発行済議決権株式の総数の3分の2要件を撤廃し、100%とするとともに、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を100%へ引き上げること。

また、後継者死亡時点まで納税が免除されないことから、納税免除を納税猶予開始後5年経過時点とすること。

- (3) 個人事業者の事業用資産に係る軽減措置を創設すること。
- (4) 財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。

4. 中小企業の経営基盤の強化を図る税制の拡充

- (1) 中小法人の軽減税率を現行の15%から11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用所得金額（現行800万円以下）を引き上げること。
- (2) 税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法の定義を念頭に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。
- (3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、対象設備を拡大し、適用期限を延長するなど制度の強化を図ること。
- (4) 個人事業者の経営基盤を強化するため、事業主報酬の損金算入、290万円となっている事業主控除制度の拡充、65万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (5) 役員給与は、職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすること。
- (6) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の課税免除措置を恒久化すること。
- (7) 軽油引取税及び揮発油税等の特例税率は目的税から普通税になったことで、課税根

拠を失っており、廃止すること。

- (8) 地球温暖化対策税制については、燃料価格が高騰していることから、平成 26 年 4 月に引き上げられ、28 年 4 月にさらに引き上げられる予定となっているが、これを見送ること。環境対策のための増税には反対である。
- (9) 燃料価格の高騰時の特例税率の課税停止措置（トリガー条項）の凍結を解除すること。
- (10) エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）における即時償却の適用期限を延長するとともに、対象範囲を拡大するなど制度の強化を図ること。
- (11) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (12) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
- (13) 中小企業技術基盤強化税制による優遇措置及び地方税における中小企業者等の試験研究費にかかる特例措置を延長すること。
- (14) 研究開発税制について、平成 26 年度末で期限を迎える総額型の税額控除限度額の引上げ措置（法人税額の 30%）の期限の延長及びオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の抜本的拡充（控除率の大胆な引上げ、総額型との税額控除限度額の別枠化及び特別試験研究費の範囲の拡大）を図ること。
- (15) 印紙税を早急に廃止すること。
- (16) 減価償却制度は、償却期間が長すぎることから、短縮化、簡素化をさらに図ること。
- (17) 中小企業が海外展開するため、受取配当金を全額益金不算入とするとともに海外展開に必要な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除する措置を講じること。
- (18) 創業時の中小企業の負担を軽減するため、創業後 5 年間の法人税の減免及び会社設立時の登録免許税を廃止すること。
- (19) 起業家への投資拡大を図るため、エンジェル税制について、創業 3 年以内を 5 年以内への延長、売上高成長率 25%等の適用要件を緩和するとともに、個人投資家の投資額の所得控除の上限額を引き上げる等拡充を図ること。
- (20) 改正会社法における監査役設置会社の登記に関する登録免許税を非課税措置とすること。

5. 地域中小企業の負担軽減

- (1) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。
- (2) 償却資産に係る固定資産税は、設備投資及び雇用拡大の阻害要因となっていることから、廃止すること。
- (3) 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を 70%から 60%へ引き下げること。
- (4) ホテル・旅館の建物等の固定資産税評価額算定に当たり、耐用年数の大幅な短縮を図るなど低減措置を講じること。

6. 組合関係税制

- (1) 企業組合、協業組合も含めて、中小企業組合の法人税の軽減税率を 11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。
- (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する

減免措置を講じること。

- (3) 個人の創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けて、設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (4) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (6) 協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額を貸倒実績率又は法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の12%増しとする措置の適用期限を延長すること。
- (7) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入の対象に特定共済組合を含めること。
- (8) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。
- (9) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (10) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (11) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。

7. 経済社会の変化に対応した税制改正

- (1) 企業会計上費用とみなされている退職給与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金を損金扱いとすること。
- (2) 納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すること。
- (3) 社会保障・税番号導入時に際しては、事業者の新たな納税事務負担等を図るための対策を具体的に示すこと。
- (4) 震災復興、地域貢献に取り組む中小企業団体中央会に対する寄附金制度を拡充すること。

【経 過】

平成27年度の税制改正は、安倍政権の成長戦略の柱として期待される法人実効税率の引下げに関する改正事項が盛り込まれたが、その引下げを巡って、代替財源の確保をはじめ多くの課題が継続案件として残されている。

I. 税制改正に係る要望

全国中央会では、平成27年度税制改正に向けて、「平成27年度中小企業・中小企業組合関係税制改正に関する要望」を政府・自由民主党に提出するとともに、本大会決議について、都道府県中央会の協力も仰ぎ、各政党、政府・国会各方面へ中央・地方両面から強力に要望陳情活動を行い、決議の実現に向けた要請を行った。

II. 平成27年度税制改正

自由民主党及び公明党は、平成26年12月30日、「平成27年度税制改正大綱」を取りまとめ、これを受け、政府は1月13日、「平成27年度税制改正の大綱」を閣

議決定した。

その後、国税関係の改正法案である「所得税法等の一部を改正する法律案」等及び地方税関係の改正法案である「地方税法等の一部を改正する法律案」が2月17日に閣議決定し、国会に提出された。

これらの法案は、国会の審議を経て、3月31日、参議院本会議において可決、成立し、同日公布された。

III. 消費税軽減税率の動き

平成27年度税制改正大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」と明記された。

また、自民、公明の与党両党は1月26日、与党税制協議会を開き、消費税の軽減税率について具体的な制度案を検討する「消費税軽減税率制度検討委員会」を同協議会の下に設置することを決定し、2月9日より同委員会での検討が開始された。

第2回同委員会では、飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、今後の検討に資するため、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題をまとめた。

その後、9月に入り、財務省案として、「対象品目」への支出に係る消費税額の一部を「ポイント制度」の仕組みを活用して消費者個人に還付する方式による軽減税率制度、いわゆる「日本型軽減税率制度（還付ポイント制度）」が示されたが、9月15日に開催された第4回同委員会では、公明党が難色を示し、自民党税制調査会野田会長が交代する事態となった。今後は、与党で軽減税率導入に向けた議論が展開されていく見通しだが、本会としては、①事業者にと事務負担を強いる複数税率に伴う「インボイス方式」については絶対反対であり、加えて、②区分経理処理が必要となる「請求書等保存方式」（複数税率に係るいわゆる簡易な経理方式）の慎重な検討が必要であるとの方針のもと、10月15日に公明党北側一雄副代表、井上義久幹事長、20日に山口那津男代表に対し、「消費税の軽減税率に対する要望」を行った。

なお、今秋までには制度案を決定し、年末に与党税制改正大綱として取りまとめる予定としているため、都道府県中央会の協力を得て、地元国会議員等に対して陳情を行うなど、今後の動向を注視しつつ、対応していくこととしている。

IV. 決議の実現状況

厳しい財政状況において、中小企業及び中小企業組合の軽減税率や軽油引取税の課税免除措置等租税特別措置の拡充や適用期限の延長がなされるなど、多くの全国大会の決議項目で進展がみられた。それぞれの決議項目の状況は以下のとおりである。

1. 中小企業税制の縮減反対

(1) 法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大絶対反対【実現】

中小企業等への外形標準課税の適用拡大は、平成27年度については阻止された。

(2) 中小企業の欠損金繰越控除の利用制限反対【実現】

中小企業についての繰越控除限度は、維持された。

(3) 中小法人向け租税特別措置について、所得による利用制限反対【実現】

所得による制限は行われなかった。

(4) 留保金課税の中小企業への拡大反対【実現】

中小企業等への留保金課税の適用拡大は行われなかった。

2. 消費税の適正な転嫁等の万全な対策の実施

(1) 中小企業の価格転嫁対策の実施【実現】

平成26年度補正予算により消費税転嫁対策窓口相談等事業が予算化されるなど、引き続き中小企業団体による窓口相談等をはじめとして、実効性のある対策が推進されている。

(2) 単一税率の維持【本年中に結論】

平成27年度税制改正大綱の中で、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進めると記載された。

(3) 免税点及び簡易課税制度の維持【実現】

制度は維持された。

(4) 個別間接税との二重課税の排除【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

3. 事業用資産の承継を促進する税制

(1) 非上場株式の再贈与に係る贈与税の納税猶予制度の適用【実現】

2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制が拡充された。

(2) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合の引上げ等の事業承継税制の拡充【未実現】

納税猶予対象株式要件の撤廃、納税猶予割合の引上げ、納税猶予開始後5年経過時の納税免除等の改正は行われなかった。

【備考】

次の事項に対する見直しはなされていません。

- ・納税猶予の対象となる発行済議決権株式の総数の3分の2要件を撤廃し、100%とすること
- ・非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を100%へ引き上げること
- ・納税免除を納税猶予開始後5年経過時点とすること

なお、今年1月1日より、次の事項は実現されています（施行されています）。

- ・親族外の者も承継の対象にすること
- ・雇用の8割維持要件を、5年間平均で評価すること

- ・先代の退任要件を代表者退任要件とすること（役員として在留できるようにすること）
- ・経済産業大臣の事前確認制度を廃止すること

(3) 個人事業者の事業用資産に係る軽減措置を創設すること【継続検討】

平成27年度税制改正大綱において、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討するとされた。

なお、経済産業省の平成28年度税制改正要望において「軽減措置の創設」が盛り込まれた。

(4) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し【未実現】

見直しは行われなかった。

【備考】

非上場株式に係る贈与又は相続に際しては、相続税法上、財産の価額は「取得の時の時価」とされていますが、課税実務では、財産評価基本通達に基づき評価されています。その基本的な考え方は、会社の規模を大・中・小に分けて、取得者が同族株主か否かを区別した上で、類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式を使い分けるものです。この財産評価基本通達に基づく評価方式は、納税目的の画一的な評価方法であることから、抜本的な見直しを要求しましたが、実現をみていません。

なお、経済産業省の平成28年度税制改正要望において「株価の上昇による中小企業の税負担の増大を踏まえた税制措置の見直し」が盛り込まれた。

4. 中小企業の経営基盤の強化を図る税制の拡充

(1) 中小法人の軽減税率の引下げ、恒久化及び適用所得金額の引上げ【一部実現】

中小法人及び協同組合等に係る法人税率の軽減措置の適用期限が2年延長された。

中小法人の軽減税率の引き下げ及び恒久化は講じられなかった。なお、普通法人の税率は、25.5%から23.9%に引き下げられた。

(2) 税法上の中小企業の基準拡大【未実現】

基準の見直しは行われなかった。

(3) 商業・サービス業等活性化税制の適用期限の延長【未実現】

商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置の適用期限が2年延長された。

(4) 青色申告者の事業主報酬の損金算入等【未実現】

青色申告者の事業主報酬の損金算入、事業主控除制度の拡充、青色申告の特別控除の拡充は行われなかった。

(5) 役員給与の損金算入【未実現】

全額損金算入とはならなかった。

(6) 軽油引取税の課税免除措置の恒久化【実現】

適用期限が3年延長された。

(7) 軽油引取税及び揮発油税の特例税率の廃止【未実現】

廃止にはならなかった。

(8) 地球温暖化対策税制等の引上げ反対【未実現】

平成28年4月に予定される更なる引上げは、見送りにはなっていない。

(9) 燃料高騰時の特例税率の課税停止措置（トリガー条項）の凍結解除【未実現】

凍結解除は行われなかった。

(10) グリーン投資減税の延長・拡充【実現】

エネルギー環境負荷低減推進税制における即時償却について、対象資産から太陽光発電設備を除外したうえで、その適用期限を1年延長された。

なお、経済産業省の平成28年度税制改正要望において「第4次エネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しを踏まえ、支援対象の重点化を進め、新たに地熱や木質バイオマスを追加するなど再生可能エネルギーの導入を最大限加速するとともに、熱利用や省エネルギー等の促進を図る」とし、グリーン投資減税の重点化・延長が盛り込まれた。

(11) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減措置の延長【未実現】

軽減措置の延長はされなかった。

(12) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長【実現】

適用期限が2年延長された。

(13) 中小企業技術基盤強化税制等の特例措置の延長【未実現】

税額控除限度額が引き下げられた。

(14) 研究開発税制の拡充【実現】

研究開発税制について、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業等の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充がなされた。

(15) 印紙税の廃止【未実現】

廃止にはならなかった。

(16) 減価償却制度の短縮化、簡素化【未実現】

制度の見直しは行われなかった。

(17) 中小企業の海外展開を支援する税制【未実現】

海外市場の販路開拓に係る費用等の税額控除の創設等は措置されなかった。

(18) 創業後5年間の法人税減免措置等【未実現】

減免措置等は講じられなかった。

(19) エンジェル税制の拡充【実現】

適用対象となる株式会社の範囲が拡大された。

(20) 監査役設置会社の登記に関する登録免許税の非課税措置【実現】

監査役の変更の登記に該当することとなった。

5. 地域中小企業の負担軽減

(1) 事業所税の廃止【未実現】

廃止にはならなかった。

(2) 償却資産に係る固定資産税の廃止【未実現】

廃止にはならなかった。

- (3) 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準上限引下げ【未実現】
上限の引下げは行われなかった。
- (4) ホテル・旅館の建物等の固定資産税の低減措置【未実現】
低減措置は講じられなかった

6. 組合関係税制

- (1) 中小企業組合の法人税軽減税率の引下げ等【未実現】
中小法人及び協同組合等に係る法人税率の軽減措置の適用期限が2年延長された。
中小法人の軽減税率の引下げ及び恒久化は講じられなかった。
- (2) 組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置【未実現】
新たな措置は講じられなかった。
- (3) 企業組合の設立後5年間法人税免除措置等【未実現】
免除措置は講じられなかった。
- (4) 団地組合の団地内不動産の一時取得に係る登録免許税等の減免措置【未実現】
減免措置は講じられなかった。
- (5) 組合等に対する法人住民税（均等割）の軽減税率【未実現】
新たな軽減措置は講じられなかった。
- (6) 協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長【実現】
適用期限が2年延長された。
- (7) 特定共済組合の異常危険準備金の損金算入【未実現】
損金算入措置は講じられなかった。
- (8) 地震保険料控除制度の拡大【未実現】
対象拡大は行われなかった。
- (9) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置【未実現】
非課税措置は講じられなかった。
- (10) 高度化資金の返済積立金等の全額損金算入【未実現】
損金算入等の措置は講じられなかった。
- (11) 商品券等に係る未引換分の収益計上の時期の延長【未実現】
規定の見直しは行われなかった。

7. 経済社会の変化に対応した税制改正

- (1) 退職給付引当金等の損金算入【未実現】
退職給付引当金や貸倒引当金、賞与引当金について、損金算入とはならなかった。
- (2) 納税協力費用相当分の税額控除制度【未実現】
新たな措置は講じられなかった。
- (3) 社会保障・税番号導入に際しての事業者の新たな納税事務負担等の軽減【未実現】
新たな措置は講じられなかった。
- (4) 中央会等に対する寄附金制度【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

8. その他税制改正

その他中小企業に関係の深い主な項目は以下のとおり。

(1) 所得拡大促進税制【実現】

所得拡大促進税制について、給与総額増加要件が緩和され、適用期限が2年間延長された。

(2) 小規模企業共済制度の見直し【実現】

小規模事業者の事業承継の円滑化等を通じた活性化を図るため、配偶者・子への事業譲渡時の共済事由を見直す等の所要の措置を講じられた。

(3) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長【実現】

長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合の課税の特例について、買換資産から機械装置を除外する等、要件を見直した上で、適用期限が2年3カ月間延長された。

3. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充

【要望事項】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 商店街組織が行う身近で快適な商店街づくり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を促進すること。
- (2) 空き店舗対策として開業率が廃業率を上回るよう起業、創業・第二創業に対する支援等を充実させるとともに、商店街や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成を行うこと。
- (3) 地域コミュニティ機能強化のため、中小事業者等が行う買い物弱者に対する生活利便性の向上や災害・防災などの地域の課題解決に向けた取組み及び人材育成支援のための「にぎわい補助金」(地域商店街活性化事業)を継続・拡充すること。
- (4) 商店街や共同店舗等における外国人旅行者向け消費税免税店の拡大とその申請の簡素化を図ること。
- (5) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区における、積み卸し業務可能な駐車スペースの確保等、業務に配慮した対策を講じること。

2. まちの機能の維持・活性化、中心市街地の再生支援

- (1) まちづくり3法(大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法)の見直しの趣旨を踏まえた運用を速やかに実行し、コンパクトシティを国主導で推進するとともに中心市街地活性化の起爆剤となるプロジェクトに対して集中的支援を行うこと。空き店舗・空き地の活用の推進主体となるまちづくり会社の機能強化を図るとともに、地域商業の再生のための魅力発掘等のための支援事業を強化すること。
- (2) 「大規模集客施設に対する立地規制」を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
- (3) 大規模集客施設の郊外開発行為に対する厳格かつ適正な対処、大型店のまちづくりのゾーニング条例、商店街活動への協力等の地域貢献条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (4) 中心市街地活性化のインセンティブとなる大胆な税制措置を行うこと。

【経過】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 「商店街支援補助金」(地域商業自立促進事業)【27年度予算：23億円】【一部実現】

商店街が取り組む、地元産品を販売するアンテナショップの設置やオリジナル商品の開発、子育て・高齢者支援サービスの提供、空き店舗への店舗誘致、まちなか交流スペースの設置など、商店街の魅力を向上し、中長期的な発展に貢献する取組みについて、費用の2/3を補助する。

- (2) 「商店街支援補助金」(地域商業自立促進事業)【27年度予算：23億円】【一部実現】

上記(1)と同じ。

(3) 「にぎわい補助金」(地域商店街活性化事業)の継続・拡充【一部実現】

地域が元気になるために必要な投資ということで、「にぎわい補助金」(地域商店街活性化事業)の継続・拡充を求めていたが、今年度廃止された。

なおこれとは別に、地方公共団体が商店街の活性化のために行う「プレミアム付商品券」の発行や創業支援等の事業を実施できる「地域住民生活等緊急支援のための交付金【平成26年度補正予算】」が設定された。

(4) 商店街や共同店舗等における外国人旅行者向け消費税免税店の拡大とその申請の簡素化【実現】

外国人旅行者向けの免税制度を活用しやすくするため、平成27年4月より、商店街や共同店舗等が第三者に免税手続を委託すること及び委託を前提とした免税許可申請の簡易化が実施された。

第三者に免税手続を委託する一括カウンター制度は、現在で3カ所(岡山市・旭川市・大阪市)で実施されている。

(5) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区における、積み卸し業務可能な駐車スペースの確保等、業務に配慮した対策【未実現】

現段階で特に動きはない。

2. まちの機能の維持・活性化、中心市街地の再生支援

(1) 中心市街地活性化への対応【一部実現】

中心市街地活性化法が平成26年4月に成立したことを受けて、同年7月「中心市街地の活性化を図るための基本的方針」の一部変更が閣議決定され、①民間投資を喚起する新たな制度の創設、②中心市街地活性化を図る新たな措置、が設けられた。

また、雇用や地域の消費活性化が期待できる商業施設の改修等や買い物難民対策のモデル構築を支援する「中心市街地再生事業」(【平成26年度補正予算：22億円】)及びまちの魅力を高めるための調査事業や専門家派遣等に対し重点的支援を行い、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進する「中心市街地再興戦略事業」(【平成27年度予算：14億円】)が実施される。

(2) 「大規模集客施設に対する立地規制」を緩和する都市計画法の見直し【未実現】

見直し等は行われなかった。

(3) 大規模集客施設の郊外開発行為を厳格・適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を推進【未実現】

昨年と比べ特段の動きはなかった。

(4) 中心市街地活性化のインセンティブとなる大胆な税制措置【未実現】

関連する税(不動産取得税、固定資産税)の減税は実現されなかった。

4. 連携による中小流通業・サービス業の生産性向上の推進

【要望事項】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小商業振興法（仮称）を制定し、卸売業と小売業を一体として振興・育成すること。
- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3) 円安等を要因とする燃料価格の高騰等で苦しむ中小運輸業の健全かつ安定した経営実現のための支援を強化するとともに、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

2. 中小サービス業の生産性の向上等

- (1) 連携による新たなサービスの開発、デザインの高度化やIT投資など中小サービス業の生産性の向上を強力に推進すること。
- (2) 観光立国実現のため、官民をあげた組織的なブランド化など外国人観光客増加のための施策を実施すること。観光・集客交流の促進のため、査証発給要件の緩和、国際会議、国際見本市・展示会等の開催など、その誘致に積極的な支援策を講じること。
- (3) 医療・介護分野と中小サービス業との医商連携の取組みへの支援策を講じること。
- (4) インターネット販売の振興に当たっては、消費者保護の観点から商品特性に応じて品質や取引方法における安全・安心の確保を図るルールづくりを行うこと。

【経過】

1. 中小流通業対策の強化

(1) 中小商業振興法（仮称）の制定【未実現】

新法の立法化に向けた動きについて、現時点で具体的な動きはない。

(2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等の緩和及び卸団地内の空き店舗に対する支援【一部実現】

流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等の緩和については、具体的な動きはない。

全国中央会では、卸団地の支援について、中小企業基盤整備機構の助成により造成した基金を活用し、平成21年度より卸商業団地組合が行う団地再整備や共同事業機能強化を実施するに当たって必要な調査研究、事業化調査、基本計画・詳細設計策定、システム開発などの費用を助成する「卸商業団地機能向上支援事業」が実施されているが、平成27年度も継続する。

(3) 中小運輸業への支援及び高速道路の整備・利用政策【実現】

高速道路の各種割引制度は、現下の経済情勢等を踏まえ、物流コストの低減等に資する取組みを推進するため、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置を平成28年3月末まで延長された。

2. 中小サービス業対策の強化

(1) ものづくり・商業・サービス革新事業【26年度補正：1,020億円】【実現】

新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用を補助する。設備投資を伴わないサービス開発も対象となっており、地域経済の大層を占める中小サービス業の高度化と生産性の向上を支援する。

(2) ふるさと名物応援事業【26年度補正：40億円、27年度：16億円】【実現】

中小企業・小規模事業者による地域資源の活用や農商工連携により行う商品・サービスの開発、複数の中小企業・小規模事業者による「ふるさと名物」などの販路拡大、地域資源を海外展開させるため、国内外の専門家などを活用して行うものづくり、観光等の地域資源の発掘や海外向け商品の開発などの取組みなどを支援する。

(3) 医商連携の取組みについて特化した支援策【一部実現】

特化した支援策はないが、上記「ものづくり・商業・サービス革新事業」を活用することが可能である。

(4) 安全・安心の確保を図るルールづくり【一部実現】

民法（債権関係）改正案において、「約款」が初めて条文に明記されることとなった。また、社会情勢の急速な変化に伴う消費者保護への一層の取組みを促す観点から、新しい「消費者基本計画」が平成27年3月閣議決定されるとともに、消費者契約法・特定商取引法の見直しも行われている。悪質な事業者の排除は当然であるが、中小企業・小規模事業者の事業活動が極端に制約されないよう注視していく必要がある。

5. 社会保障制度の見直し

【要望事項】

1. 社会保障制度の見直しに当たっては、将来にわたって安定的な抜本的制度改革を行うとともに、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう十分に配慮し検討すること。
2. 中小企業の維持・発展を阻害することがないよう、厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。
3. 全国健康保険協会（協会けんぽ）への国庫補助率を上限である20%まで引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

【経過】

1. 社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮【未実現】

持続可能な医療保険制度を構築するために、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が、第189回通常国会に提出され、5月27日に成立、5月29日に公布された。

同法律では、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなっている。

被用者保険の後期高齢者支援金については、より負担能力に応じた負担とする観点から、総報酬割部分を平成27年度に2分の1に、平成28年度に3分の2の引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施することとなった（中小事業者の加入率が高い協会けんぽにおいては、加入者割から総報酬割に移行することにより、後期高齢者支援金に係る支出軽減となる）。あわせて、全面総報酬割の実施時に、前期財政調整における前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率を加味した調整方法に見直すこととなった。

2. 社会保険料の安易な引上げは反対【実現】

平成27年度の協会けんぽの平均保険料率は、平成26年度に引き続き10%に据え置かれることとなった。

激変緩和率については、激変緩和率の拡大に関する長期の計画を踏まえ、政令の規定に従い拡大しつつも、最高保険料率の変動ができる限り最小限とされた。

また、都道府県単位保険料率に係る激変緩和措置の期限を、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間とされた。

3. 協会けんぽ等の財政安定のための支援【未実現】

平成27年1月13日に、政府の医療保険制度改革骨子が決定され、協会けんぽの国庫補助率は、要望していた20%の引上げには至らず、現行の16.4%が維持される

とともに、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合には、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講じることとなった。

また、国庫補助の見直しとして、協会けんぽが今後保険料率を引き上げる場合は、他の健保組合の医療費や保険料率の動向等を踏まえて、国庫補助率について検討し、必要があれば措置を講じることとなった。

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

【要望事項】

1. 労働基準法の見直し

働き過ぎ防止のための取組み強化策としての、裁量労働制の新たな枠組みの構築、フレックスタイム制の見直しを始めとする労働時間法制の見直しに当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて柔軟な働き方ができる仕組みづくりを検討すること。

労働基準法改正による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については60時間超の割増賃金率の適用が猶予されているところであるが、法施行3年経過後の再検討時期となる見直しに当たっては、中小企業の実情を十分に配慮し検討すること。

2. 障害者雇用促進法改正に伴う中小企業への配慮と中小企業支援策等の充実

(1) 障害者雇用にかかるガイドライン策定に当たっては、中小企業事業主にとってわかりやすく過度の負担とならないよう十分に配慮すること。

(2) 障害者雇用に積極的に取り組む中小企業への各種支援策の充実と社会的な評価の仕組みづくりを行うこと。

3. 労働者派遣制度の在り方についての見直し

労働者派遣制度の見直しに当たっては、必要な労働力を迅速に確保したいという中小企業の高いニーズがある実情を十分に考慮し、できる限りわかりやすい仕組みの制度にすること。

4. 地域の中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

最低賃金の設定については、公労使三者が話し合いを通じて法の原則及び目安制度を基にするとともに、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で設定を行うこと。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

5. 雇用保険制度の機能強化

(1) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させること。

また、中小企業の厳しい経営環境の中で、雇用保険積立金の状況を踏まえ、雇用保険料率の引下げを行うこと。

(2) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等の抜本的な見直しを行うこと。

6. 「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の継続実施

地域の中小企業の若手人材の確保・育成・定着を支援するため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の事業内容を引き続き実施すること。

7. 国による職業訓練機能の充実・強化

中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度の充実を強力に推進すること。

また、中小企業の従業員の能力開発制度の見直しに当たっては、地方公共団体の活用

等、地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みとなるような制度とすること。

8. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。

(2) 改正次世代育成支援対策推進法令の運用に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図ること。

また、「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化を図ること。

(3) 改正育児・介護休業法の完全施行に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮した支援を行うこと。

(4) 中小企業が共同で設置する保育施設について助成・支援策を強化すること。

9. キャリア教育・職業教育の推進

キャリア教育・職業教育に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うキャリア教育・職業教育の推進とともに、関係省庁の連携の下、教育機関と中小企業が一体となって推進すること。

10. 外国人技能実習制度の適正な見直し

(1) 外国人技能実習制度の見直しにおいて、実習期間の延長（又は再技能実習制度の創設）、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠の拡大を行うこと。

(2) 外国人技能実習生の在留資格の審査に係る在留資格認定証明書交付申請等の提出書類を簡素化並びに本審査を迅速化すること。

(3) 外国人技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、特例措置を設けて全額免除すること。

11. 中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実・強化

女性人材の活躍推進の普及・啓発・拡大を図るため、中小企業に対する諸施策の充実・強化を行うこと。

【経 過】

1. 労働基準法の見直し【未実現】

中小企業における月60時間超の時間外労働への割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止することとされ、法律案が第189回通常国会に提出されたが成立せず、現在国会閉会中審査が行われている。

同法律案では、年次有給休暇の取得促進として、使用者は、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、そのうちの5日間について、毎年、時季を指定しなければならないこととされた。ただし、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については時季指定を要しない。

フレックスタイム制の見直しについて、フレックスタイム制の清算期間の上限を1か月から3か月に延長することとされた。併せて、1か月当たりの労働時間が過重にならないよう、1週平均50時間を超える労働時間については、当該月における割増賃金の

支払い対象とする。

企画業務型裁量労働制の見直しについて、企画業務型裁量労働制の対象業務に「事業運営に関する事項についての企画、立案調査及び分析を行い、その成果を活用して裁量的にPDCAを回す業務」と「課題解決型提案営業」とを追加するとともに、対象者の健康・福祉確保措置の充実等の見直しを行うこととされた。

特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設について、職務の範囲が明確で一定の年収要件（少なくとも1,075万円以上）を満たす労働者が、高度な専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議などを要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とすることとされた。

また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その労働者に対し、必ず医師による面接指導を実施しなければならないこととされた。

施行期日は、中小企業における月60時間超の時間外労働への割増賃金率の適用廃止については平成31年4月1日、その他については平成28年4月1日とされている。

2. 障害者雇用促進法の見直しと中小企業支援策等の充実

(1) 「差別禁止」「合理的配慮の提供義務」のガイドライン策定における中小企業事業主への配慮【審議終了】

平成27年3月2日の労働政策審議会障害者雇用分科会において、労働・雇用分野における障害を理由とする「差別禁止」に関する指針と、職場における「合理的配慮の提供義務」に関する指針について、諮問・答申が行われ、同年3月28日に厚生労働大臣告示として策定・公布された。

今般、障害者雇用分科会等で議論された内容について整理した、解釈通達、Q&A、合理的配慮事例集が取りまとめられた。説明会等を開催し周知を図っていくこととされている。

【差別禁止指針の概要】

- ・すべての事業主が対象
- ・障害者であることを理由とする差別を禁止
- ・事業主や同じ職場で働く人が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要
- ・募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの項目で障害者に対する差別を禁止

例：募集・採用

○障害者であることを理由として、障害者を募集または採用の対象から排除すること。

○募集または採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

○採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること。

【合理的配慮指針の概要】

- ・すべての事業主が対象
- ・合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべ

き性質のもの

例：募集・採用時、採用後

○募集内容について、音声などで提供すること。(視覚障害)

○面接を筆談などにより行うこと。(聴覚・言語障害)

○机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと。(肢体不自由)

○本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。(知的障害)

○出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。(精神障害ほか)

(2) 障害者雇用を行う中小企業への配慮【実現】

平成28年度に精神障害者が障害者法定雇用率の算定に含まれることを踏まえ、より一層の障害者雇用につながる助成措置の充実を図るため、平成27年度厚生労働省予算概算要求では、障害者に対する就労支援の推進のために約257億円を計上している。

主な拡充措置概要は次のとおりである。

- ① 障害特性に応じた就労支援の推進
- ② 地域就労支援力の強化による職場定着の推進
- ③ 中小企業に重点を置いた支援策の実施
- ④ 障害者の能力開発支援の強化

3. 労働者派遣制度の在り方についての見直し【未実現】

平成24年改正時の附帯決議等を踏まえ、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、全ての労働者派遣事業を許可制とするとともに、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進し、派遣先の事業所等ごとの派遣期間制限を設ける等の措置を講ずることとなった。

同法律案は平成26年3月11日に閣議決定され、同日、第186回通常国会に提出されたが、継続審議とされず審議未了・廃案となった。同年9月29日に第187回臨時会に再提出されたが、審議未了・廃案となった。

なお、自民・公明両党による一部修正を行った上で、平成27年3月13日に第189回通常国会に再度提出、同年9月11日に可決、成立し、9月30日に施行した。現在、施行に向けた政省令等の整備について労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において審議中である。

4. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

(1) 平成27年度中央最低賃金審議会の目安審議【審議終了】

平成27年度の最低賃金の改定については、7月1日に厚生労働大臣から平成27年度の中央最低賃金審議会(以下「中賃」)に諮問され、中賃に設置された「目安に関する小委員会」では4回にわたって議論が行われた。

しかしながら、「目安に関する小委員会」での労使の意見は最後まで一致せず、公益側から公益見解が出され、7月30日の中賃へ「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」として提出され、厚生労働大臣へ答申した。

本答申を受けて、各地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金について調査・審議が行われ、8月24日までに全都道府県で答申が取りまとめられた。

改定額の全国加重平均は798円（昨年の全国加重平均は780円）となり、18円の引上げとなった。

<都道府県別ランク区分毎の最低賃金額改定の目安額>

Aランク	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
Bランク	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	18円
Cランク	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	16円
Dランク	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	16円

(2) 平成27年度地域別最低賃金の答申状況【審議終了】

<都道府県別地域別最低賃金一覧表>

北海道	764円	滋賀県	764円
青森県	695円	京都府	807円
岩手県	695円	奈良県	740円
宮城県	726円	大阪府	858円
秋田県	695円	兵庫県	794円
山形県	696円	和歌山県	731円
福島県	689円	鳥取県	693円
茨城県	747円	島根県	696円
栃木県	751円	岡山県	735円
群馬県	737円	広島県	769円
埼玉県	820円	山口県	731円
千葉県	817円	徳島県	695円
東京都	907円	香川県	719円
神奈川県	905円	愛媛県	696円
新潟県	731円	高知県	693円
長野県	746円	福岡県	743円
山梨県	737円	佐賀県	694円
静岡県	783円	長崎県	694円
愛知県	820円	熊本県	694円
岐阜県	754円	大分県	694円
三重県	771円	宮崎県	693円
富山県	746円	鹿児島県	694円
石川県	735円	沖縄県	693円

福井県	732円		
-----	------	--	--

(3) 特定最低賃金の早期廃止について【審議中】

特定最低賃金は、地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、早急に廃止することが必要であるが、廃止に向けた法改正等の動きは見られていない。

引き続き、特定最低賃金廃止に向けて、中賃などの諸会議において、中央会関係委員を通じて要望するとともに、関係方面に対しても早期廃止の要望を行うこととしている。

今後は、10月以降に開催を予定している「目安制度の在り方に関する全員協議会」においてランク設定の在り方及び参考資料の在り方について議論を再開し、平成27年度中を目途に取りまとめる予定となっている。

5. 雇用保険制度の機能強化

(1) 雇用保険法本則どおりの国庫負担【未実現】

平成27年度の雇用保険料率は、平成26年度に引き続き、13.5/1000とされた（失業等給付10/1000、二事業3.5/1000）。

なお、雇用保険制度の国庫負担割合については、労働政策審議会雇用保険部会などを通じて、本会委員より国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させることを主張しており、引き続き要望することとしている。

また、失業等給付関係収支積立金額を鑑み、平成28年度の保険料率については、引下げに向けた見直しを要望している。

(2) 雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し【要望中】

平成27年6月に閣議決定された日本再興戦略改訂2015においても、失業なき労働移動の実現、マッチング機能の強化、多様な働き方の実現、若者・高齢者等の活躍推進等が掲げられており、これらの実現を図るための施策について予算の重点化を図る必要があるとされた。一方で、昨今の人手不足への対応や超高齢社会において労働力人口が減少する中での労働生産性の維持を図ることも重要課題であるとされ、平成27年度の雇用保険二事業については、①労働者の職業能力の向上、②円滑な労働移動の実現、③良質な雇用の創出・確保を方向性に重点的に予算配分されている。

一方、財政状況は改善の方向にあるものの、未だ厳しい状況に変わりはなく、労働政策審議会雇用保険部会並びに雇用保険二事業懇談会等の会議を通じて、これまでのPDCAサイクルによる目標管理の徹底強化や事業費全体の絞り込みを図るよう引き続き要望している。

6. 「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の継続実施【実現】

中小企業庁の平成26年度補正予算において、地域の事業者のニーズを把握することにより、①地域内外の若者、女性（主婦等）、シニア等の多様な人材から、構造的な課題のひとつである中小企業・小規模事業者の「即戦力人材」を広く発掘し、②多様な人

材と中小企業・小規模事業者のマッチングから定着までを一貫支援する地域人材コーディネイト機関を設置する「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」を実施することとなった。中小企業庁では、地域人材コーディネイト機関となる事業者を募集（公募期間：平成27年2月10日～3月3日）し、同年3月17日に48の採択事業者（中小企業団体中央会（9中央会）、経済団体等の機関を含む。）を決定し、現在、事業を実施している。

また、中小企業庁の平成27年度予算において、都市部のU I Jターン人材拠点、自治体や経済団体等地域の関係機関と連携し、地域の中小企業・小規模事業者の魅力を発信するとともに、都市部で発掘したU I Jターン人材の地域の中小企業・小規模事業者への定着の支援を行う「地域中小企業・小規模事業者U I Jターン人材確保等支援事業」を実施することとなり、中小企業庁では、事業者を募集（公募期間：平成27年2月10日～3月3日）し、3月17日に47の採択予定者（中小企業団体中央会（8中央会）、経済団体等の機関を含む。）を決定し、現在、事業を実施している。

なお、本事業は、平成27年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者となった。

7. 国による職業訓練機能の充実・強化

(1) 国による職業訓練機能の充実・強化【実現】

適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、関係法律についての所要の整備を行うこととされた。

職業能力の開発・向上及び自立の支援として、国は地方公共団体等と連携し、青少年に対し、ジョブカード（職務経歴等記録書）の活用や職業訓練等の措置を講ずるとされた。また、国はいわゆるニート等の青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供、職業生活における自立支援のための施設（地域若者サポートステーション）の整備等の必要な措置を講ずるとされた。

さらに、ジョブカード（職務経歴等記録書）の普及・促進やキャリアコンサルタントの登録制の創設等が盛り込まれた勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱について、労働政策審議会職業能力開発分科会において平成27年2月27日に諮問・答申された。

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（「青少年の雇用の促進等に関する法律」）」は、平成27年3月17日に第189回通常国会に提出され同年9月11日に可決、成立、10月1日に施行した。ただし、新卒者の募集を行う企業情報の提供及び一定の労働関係法令違反の求人者についての求人不受理については平成28年3月1日、地域若者サポートステーションの整備等、キャリアコンサルタントの登録制、対人サービス分野等を対象とした技能検定制度の整備については同年4月1日に施行される。

(2) 技能検定制度の充実【実現】

国民各層に広く職業能力開発や技能に対する関心を高めていくことが必要である。技能五輪、アビリンピック等の技能競技大会やその出場選手を始め、卓越した技能者表彰の受賞者（現代の名工）や、ものづくりマイスター等として中小企業等の若年技能者への実技指導を行う優れた技能・経験を備えた熟練技能者、職業訓練指導員等に、より社会の関心を集め、社会的な評価を高められるよう、周知広報を積極的に行うとともに、若年技能者等に将来の目指すべき道筋を示すことが重要であるとされた。

また、勤労者青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱において、対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備として、技能検定の実技試験について、厚生労働省令で定めるところにより、検定職種ごと実践的な能力評価の実施方法を規定するとされている。「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（「青少年の雇用の促進等に関する法律」）」は、平成27年9月11日に可決、成立し、対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備についての施行期日は平成28年4月1日である。

8. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進【実現】

現在、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対する両立支援助成金制度については、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、中小企業両立支援助成金が用意されている。平成27年4月9日までの経過措置となっていた子育て期短時間勤務支援助成金に関しては、同年4月10日以降、子育て期の労働者の短時間勤務制度利用への助成金による支援については、キャリアアップ助成金（多様な正社員コース）へと組み替えられた。

また、平成26年度に新設された「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」は「ポジティブ・アクション加速化助成金」と名称変更及び制度拡充された。

(2) 改正次世代法の周知徹底並びに「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化【要望中】

次世代育成支援対策推進法が平成37年3月31日まで延長されたことにより、中小企業に対し適正な制度運用を行うための更なる周知・徹底を図る必要がある。

また、「次世代育成支援対策推進センター」を中小企業における子育て支援を推進する地域の拠点として積極的に活用するため、同センターの支援強化と中小企業に対する更なる支援策（税制・金融・入札・助成金）の充実を図る必要がある。

(3) 中小企業への改正育児・介護休業法の周知徹底【要望中】

育児・介護休業法の一部規定が、常時100人以下の労働者を雇用する中小企業について、平成24年7月1日から施行されたことに伴い、更なる周知徹底を図るよう、引き続き要請している。

(4) 共同保育施設への助成・支援【未実現】

事業所内保育施設設置について、事業主団体を構成する事業主の全てが中小企業に該当する場合は、中小企業の助成率、助成額が適用される予定である。ただし、商店街等が設置する保育施設についての助成・支援策については、国等への要望を行って

いるが実現には至っていない。

9. キャリア教育・職業教育の推進【要望中】

政府は、閣議決定された「第2期教育振興基本計画（平成25年度～平成29年度）」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げ、この実現に向けた教育の方向性で基本施策を掲げ取り組んでいる。

キャリア教育・職業教育のより一層の推進のためには、学校教育の各課程において体系的な教育が不可欠である。そのため、本会では、キャリア教育・職業教育がより一層に推進されるよう文部科学省、経済産業省、厚生労働省などの関係省庁が連携の下、教育機関と中小企業が一体となった取り組みがなされるよう引き続き関係方面に要請していく。

10. 外国人技能実習制度の適正な見直し

(1) 外国人技能実習生の実習期間の延長（再技能実習制度の創設）、受入れ対象業種の拡大、受入れ人数枠の拡大の適正な見直し【実現】

法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を設置し、技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化策、実習期間の延長、受入れ枠拡大等の制度の拡充策等について、広く各界の意見を募り、検討の参考とした。

同懇談会の第1回を平成26年11月10日に、第2回を同年11月25日に、第3回を同年12月9日に、第4回を平成27年1月22日に開催し、同年1月30日に報告書を取りまとめ、公表した。

外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けることなどを主な内容とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が平成27年3月6日閣議決定され、同日、第189回通常国会に提出（厚生労働省と法務省の共同提出）したが成立せず、現在国会閉会中審査が行われている。

法案の概要は以下のとおりであるが、実習期間の延長については最長3年から5年になる。

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案】

- ①技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定め、技能実習に関し基本方針を策定する。
- ②技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習を実施する者及び実施を監理する者（監理団体）は、技能実習計画に従って技能実習を実施または実習監理しなければならないこととする。
- ③実習実施者について届出制とする。
- ④監理団体について許可制とし、許可の欠格事由、許可基準、改善命令、許可の取消

し等を定める。

- ⑤技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する罰則を規定する等、技能実習生の保護に関する措置を講ずる。
- ⑥外国人技能実習機構を認可法人として新設し、②の実習実施計画の認定、③の実習実施者の届出、④の監理団体の許可に関する事務等を行わせる。
- ⑦優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする。
- ⑧技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法等の関係法律について改正を行うほか、所要の改正を行う。
- ⑨施行期日は、平成28年3月31日までの間において政令で定める日（ただし、⑥については、公布日）。

受入れ対象業種の拡大については、平成27年4月1日付けにて、農業関係の耕種農業職種の果樹作業の追加、食品製造関係の牛豚食肉処理加工業職種（牛豚部分肉製造作業）、惣菜製造業職種（総菜加工作業）の追加があり、計2業種3作業の追加により、技能実習2号移行対象業種は71職種130作業となっている。

また、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の第1回を平成26年10月30日に開催した以降、平成27年1月26日までに7回開催し、同年2月4日に中間まとめを行った。まとめでは、管理運用体制を強化した新たな技能実習制度の施行とともに介護分野の職種を追加することが適当と結論付けている。

受入れ人数枠の見直しについては、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」の報告書では、①優良な監理団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大、②実習実施機関の常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化、等に関して触れている。

（2）外国人技能実習生の在留資格の審査に係る提出書類の簡素化並びに本審査の迅速化【未実現】

法務省入国管理局の外国人技能実習生の在留資格の審査に係る在留資格認定証明書交付申請等の提出書類の大幅な簡素化並びに本審査の更なる迅速化については、現在、実現していない。

（3）雇用保険及び厚生年金の特例措置の創設【未実現】

外国人技能実習生は現在、最大3年間の滞在が許可され、雇用保険及び厚生年金の加入が義務づけられている。外国人技能実習生は、帰国時には厚生年金の脱退一時金を受け取ることが可能だが、その額は不十分で直接年金とは結びつかない。

また、雇用保険の失業等給付の受給が事実上不可能となっている。

そのため、外国人技能実習生の雇用保険及び厚生年金の加入については特例措置を設けるよう要望をしてきたところであるが、現在、実現はしていない。

11. 中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実・強化【審議終了】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」を平成26年10月17日に閣議決定し、同日、第187回臨時国会に提出されたが、同年11月21日、衆議院の

解散により、審議未了で廃案となった。

その後、平成27年2月20日に同法律案を閣議決定し、同日、第189回通常国会に再提出。同年6月4日に衆議院で可決され、同年8月28日に参議院にて成立した。

女性活躍推進法では、従業員301人以上の企業に対し、平成28年4月1日までに、採用者に占める女性の割合、男女の勤続年数の差、労働時間の状況、管理職に占める女性の割合などの数値を示して現状を把握し、課題を分析。改善のための数値目標や取り組み内容を行動計画に明記し、公表しなければならないとされている。

現在、労働政策審議会雇用均等分科会において省令事項、告示事項等について議論が行われている。

同法律成立以降も、引き続き、中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実・強化を要望する。